

令和2年11月30日開会

令和2年12月11日閉会

令和2年三宅町議会 第4回定例会会議録

三宅町議会

令和2年12月三宅町議会第4回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (11月30日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
追悼の言葉	6
議長挨拶	6
町長挨拶	6
開会の宣告	7
議事日程の報告	8
選挙第2号 議長の選挙	8
追加議案の上程	10
選挙第5号 副議長の選挙	10
選挙第3号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙	12
選挙第4号 国保中央病院組合議会議員の選挙	13
会議録署名議員の指名	14
会期の決定	14
諸般の報告	14
議案第37号～議案第42号の上程、説明、質疑、委員会付託	15
議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
議案第46号～議案第49号の上程、説明、質疑、委員会付託	24
同意第15号の上程、説明、質疑、採決	26
政治倫理審査会委員新任の挨拶	27

報告第3号の上程、説明	28
一般質問	28
森内哲也君	28
渡辺哲久君	38
瀬角清司君	46
久保憲史君	49
池田年夫君	51
松本健君	59
散会の宣告	66

第 2 号 (12月11日)

出席議員	67
欠席議員	67
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	67
職務のため会議に出席した者の役職氏名	67
議事日程	68
開議の宣告	69
議事日程の報告	69
常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決	69
閉会中の継続審査について	78
町長挨拶	78
閉会の宣告	79
署名議員	81

三宅町告示第74号

令和2年12月三宅町議会第4回定例会を
次のとおり招集する

令和2年11月16日

三宅町長 森田浩司

記

1. 招集日時 令和2年11月30日 月曜日
午前 9時00分 開会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和2年12月三宅町議会第4回定例会

会期日程表

令和2年11月30日月曜日

12日間

令和2年12月11日金曜日

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	11月30日月曜日	午前9時00分	定例会開会
第2日目	12月1日火曜日		休会
第3日目	12月2日水曜日		休会
第4日目	12月3日木曜日		休会
第5日目	12月4日金曜日		休会
第6日目	12月5日土曜日		休会
第7日目	12月6日日曜日		休会
第8日目	12月7日月曜日	午前9時30分 午後1時30分	総務建設委員 福祉文教委員 会 会
第9日目	12月8日火曜日		休会
第10日目	12月9日水曜日		休会
第11日目	12月10日木曜日		休会
第12日目	12月11日金曜日	午前10時00分	議会再開

令和2年12月三宅町議会第4回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和2年11月30日月曜日午前9時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鱈 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	金 井 壮 夫
教 育 長	澤 井 俊 一	みやけイノベーション推進課	宮 内 秀 樹
総 務 部 長	岡 橋 正 識	住民福祉部長	岸 部 聖 司
健康子ども局長心得	植 村 恵 美	まちづくり推進部長	江 蔵 潔 明
教育委員会事務局長	森 本 典 秀	会 計 管 理 者	吉 田 明 宏

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	中 谷 亮 一	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	山 内 亮		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	久 保 憲 史	1 0 番 議 員	池 田 年 夫
---------	---------	-----------	---------

令和2年12月三宅町議会第4回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和2年11月30日 月曜日

午 前 9時00分 開 会

- 日程第1 選挙第2号 議長の選挙
- 日程第2 選挙第3号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙
- 日程第3 選挙第4号 国保中央病院組合議会議員の選挙
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会 期 の 決 定
- 日程第6 諸 般 の 報 告
- (1) 三宅町議会改革調査特別委員会委員長報告
- 日程第7 議案第37号 令和2年度三宅町一般会計第6回補正予算について
- 日程第8 議案第38号 令和2年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算について
- 日程第9 議案第39号 令和2年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について
- 日程第10 議案第40号 令和2年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算について
- 日程第11 議案第41号 令和2年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算について
- 日程第12 議案第42号 令和2年度三宅町水道事業会計第1回補正予算について
- 日程第13 議案第43号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第44号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第45号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第46号 奈良県広域消防組合同規約の一部を改正する規約の制定について
- 日程第17 議案第47号 天理市、山添村、川西町及び三宅町の一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更について
- 日程第18 議案第48号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定について

- 日程第19 議案第49号 三宅町立東屏風体育館指定管理者の指定について
- 日程第20 同意第15号 三宅町政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第21 報告第3号 (専決処分事項報告) 三宅町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 一般質問について
- 追加日程第1 選挙第5号 副議長の選挙

◎追悼の言葉

○議会事務局長（中谷亮一君） 定刻より若干遅れていますが、始めたいと思います。

皆様、おはようございます。

体調を崩され、加療をされていましたが衣川議長が、薬石の効なく去る11月18日にご逝去されました。謹んで哀悼の意を表します。

衣川議長は、副議長を4年務められ、その後議長となられ議員として5年7か月にわたり三宅町の発展に貢献されました。

ここに、衣川議長のご冥福を祈り、謹んで黙祷を捧げたいと思います。

ご起立をお願いします。黙祷。

（黙祷）

○議会事務局長（中谷亮一君） おなおりください。ありがとうございました。

それでは、辰巳副議長よろしく願いいたします。

◎議長挨拶

○副議長（辰巳光則君） それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

○議長（辰巳光則君） 定刻の時間少し過ぎましたが始めたいと思います。

本日令和2年12月三宅町議会第4回定例会を招集されましたところ、議員各位におかれましてはご出席いただきありがとうございます。

本日提出されております議案につきましては、令和2年度三宅町一般会計第6回補正予算についてをはじめとする議案13件、選挙3件、同意案1件、報告1件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう、議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして開会の挨拶としたいと思います。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 議会に先立ち、森田町長よりご挨拶いただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和2年12月三宅町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ご多忙の中、ご出席いただき厚く御礼申し上げます。

また、議員の皆様方には、日頃より町政発展のため格別の支援、ご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。ありがとうございます。

今議会にあっては、衣川議長が急逝されるという不測の事態を乗り越えての開会となりました。これまでのご功績に心より感謝を申し上げますとともに、ご冥福をお祈りいたします。

そして、三宅町の発展を願い、町議会を牽引されてきたご遺志を尊重し、今後も責任を持って、議会と両輪で町政運営に取り組んでまいりる決意を新たにしているところでございます。

そのような中、冬の足音が近づき、新型コロナウイルス感染症は人の移動や社会経済活動が再度活発となり、大都市部を中心とした地域の感染拡大が続いており、10月下旬から奈良県においても日々感染者の発生が報告され、第3波が到来している状況下にあります。感染された方々の一日も早い回復をお祈りするとともに、皆様の冷静な行動と、何よりもお互いの人権を守りコロナ禍を克服していくことが最も大切であると考えています。

本町の新型コロナウイルス感染症関連支援事業は、第3弾として補正予算のご承認を賜りました地域経済活性化事業による地域経済と住民生活の安定、マスク、消毒用品の配布による災害への備えをはじめとする諸施策について、計画どおり事業を進めており、町民の皆様からも評価の声をいただいているところでございます。

引き続き感染拡大を最小限に食い止めるため、うつらない、うつさない生活習慣の徹底をお願いするとともに、議会と行政が両輪となって町民の命と暮らしを守る施策を進めてまいりたいと考えておりますので、今後も一層のお力添えをお願い申し上げます。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、令和2年度一般会計補正予算をはじめとする補正予算6件、条例の一部改正3件、規約の改正2件、議決案件2件、人事の同意1件、報告1件の計15件の重要案件をご提案申し上げますが、何とぞ慎重審議賜りますようお願い申し上げ、開会のご挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

衣川喜憲議員が11月18日に死去されたことにより、以後の三宅町議会は議員総数が9名ということになりました。また、議席番号9番は欠員とします。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、令和2年12月三宅町議会第4回定例会は成立しましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時10分)

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎選挙第2号 議長の選挙

○議長（辰巳光則君） 日程第1、選挙第2号 議長の選挙を議題とします。

お諮りします。

衣川議長の死去により議長の職が空席となっているため、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を行うことに決定しました。

お諮りします。

選挙の方法はいかがいたしますか。

(「投票」と呼ぶ者あり)

○議長（辰巳光則君） ただいま投票の声が上がりましたので、選挙は地方自治法第118条第1項の規定による投票で行います。議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長（辰巳光則君） ただいまより投票記載所、投票箱の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、久保憲史議員及び2番、川緒実希子議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長（辰巳光則君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 配付漏れなしと認めます。

立会人の方は投票箱の点検をお願いします。

（投票箱点検）

○議長（辰巳光則君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順次投票をお願いします。

（投票）

○議長（辰巳光則君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

1 番、久保憲史議員及び 2 番、川緒実希子議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（辰巳光則君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、辰巳君 7 票、松本君 1 票、池田君 1 票。

以上のおりに決まりました。

この選挙の法定投票率は 3 票です。

したがいまして、私、辰巳光則が議長に当選いたしました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（辰巳光則君） 会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

私、辰巳光則より当選の受諾及び就任の挨拶を行います。

このたび、三宅町議会議長に就くことになりました辰巳でございます。ここにおいて、皆様のご推薦を受けました上は、職責の重大さを改めて身の引き締まる思いであります。これからは、議員の皆様、町民の皆様のご指導、ご鞭撻をいただきながら、私の政治信条である是々非々の考えを持ち、公正中立を基本姿勢として議会運営を全力で取り組まなければと強

く決意しております。

また、命をかけ町政発展にご尽力された衣川前議長の意思を引き継いでいく所存であります。皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

◎追加議案の上程

○議長（辰巳光則君） 私が議長に就任したため、副議長の職を失いました。

よって、副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1、選挙第5号 副議長の選挙とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1、選挙第5号 副議長の選挙として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎選挙第5号 副議長の選挙

○議長（辰巳光則君） 追加の資料を配付いたします。

（資料配付）

○議長（辰巳光則君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） ないようですので、お諮りします。

選挙の方法はいかがいたしますか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） ただいま投票の声がありましたので、選挙は地方自治法第118条第1項の規定により投票で行います。議場の出入口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（辰巳光則君） ただいまより投票記載所、投票箱の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

ただいまの出席議員数は9名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、瀬角清司君及び4番、松本 健議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長 (辰巳光則君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (辰巳光則君) 配付漏れなしと認めます。

立会人の方は投票箱の点検をお願いします。

(投票箱点検)

○議長 (辰巳光則君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票をお願いします。

(投票)

○議長 (辰巳光則君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (辰巳光則君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

3番、瀬角清司議員及び4番、松本 健議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長 (辰巳光則君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、瀬角清司君6票、松本 健君2票、池田君1票。

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがいまして、瀬角清司君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長 (辰巳光則君) ただいま副議長に当選されました瀬角清司君が議場におられますので、

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

瀬角清司君より当選受諾及び就任の挨拶があります。

瀬角君。

○副議長（瀬角清司君） ただいま三宅町議会副議長に選出ご同意していただきました町議会議員の瀬角清司でございます。

町議会議員の副議長という大役に仰せつかわりまして、改めて大変身の引き締まる思いでございます。今後は、町政発展のために全力を尽くして職務に全うする所存でございますので、皆様におかれましてはご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、ご同意、ご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（辰巳光則君） ここで暫時休憩を行います。再開は9時45分の予定とします。

（午前 9時38分）

○議長（辰巳光則君） ただいまより再開します。

（午前 9時44分）

◎選挙第3号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙

○議長（辰巳光則君） 日程第2、選挙第3号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙についてを議題とします。

この選挙は、本町の組合議員1名の欠員が生じたためであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

選挙の方法については、指名推薦によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

指名の方法については、議長において指名することに決定しました。

川西町・三宅町式下中学校組合議会議員に瀬角清司君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました瀬角清司君を川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました瀬角清司君が川西町・三宅町式下中学校組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました瀬角清司君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎選挙第4号 国保中央病院組合議会議員の選挙

○議長(辰巳光則君) 日程第3、選挙第4号 国保中央病院組合議会議員の選挙についてを議題とします。

この選挙は、本町の組合議員1名の欠員が生じたためであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

選挙の方法については、指名推薦によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

指名の方法については、議長において指名することに決定しました。

国保中央病院組合議会議員に瀬角清司君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました瀬角清司君を国保中央病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました瀬角清司君が国保中央病院組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました瀬角清司君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(辰巳光則君) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により10番議員、池田年夫君、1番議員、久保憲史君の2名を指名します。

◎会期の決定

○議長(辰巳光則君) 日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日11月30日より12月11日までの12日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日11月30日より12月11日までの12日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(辰巳光則君) 日程第6、諸般の報告に入ります。

閉会中に三宅町議会改革調査特別委員会が開催されましたので報告を求めます。

委員長、松本 健君。

○議会改革調査特別委員会委員長(松本 健君) それでは、三宅町議会改革調査特別委員会の報告を行わせていただきます。

議会改革調査特別委員会は、前回9月の第3回定例会での報告の後、本日までの間、9月18日、10月16日、11月20日の計3回開催しました。

以下に、本委員会での討議内容を報告いたします。

これまで10回余りをかけて議会改革のテーマになるであろうと思われる項目を、およそ二十数項目にわたり学習、議論してきました。これらの一つ一つはどれをとっても有効な施策であり、実施するにこしたことはないのは明らかであります。

しかしながら、それらの全てを導入していくというのは、時間、マンパワーなどの面からも現実的であるとは思えず、現実的な解を求めていく必要があります。

そういった観点から、9月18日、10月16日の2回を掛け、三宅町議会として何を行うのかを委員一人一人に提案していただき、実施項目を絞ることにしました。

その結果、次の6項目を選出するに至りました。

- 1、議会運営に関する条例、規約等について、現状にそぐわない部分の見直し、改訂。
- 2、議員による事業評価の制度づくり。
- 3、議会、委員会の動画公開。
- 4、議員定数の見直し。
- 5、住民への議会報告会、意見交換会の開催。
- 6、議会だよりの発行。

また、11月20日には、これらのうち、条例、規約の改訂について具体的な改訂項目の討議を開始しています。引き続き各項目について具体的な提案をまとめ、次の3月議会、6月議会に諮っていくことを計画しております。

以上で、委員長報告を終わります。

◎議案第37号～議案第42号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（辰巳光則君） 日程第7、議案第37号 令和2年度三宅町一般会計第6回補正予算についてより、日程第21、報告第3号（専決処分事項報告）三宅町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたして済みとおりで、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際議案の朗読を省略したいと思います。

お諮りいたします。

日程第7、議案第37号 令和2年度三宅町一般会計第6回補正予算についてより、日程第12、議案第42号 令和2年度三宅町水道事業会計第1回補正予算についてまでの議案6件を一括上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

森田町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、本定例会に提出いたしました議案第37号から議案第42号までの補正予算6件について、その概要をご説明いたします。

議案第37号 令和2年度三宅町一般会計第6回補正予算について、歳入からご説明をいたします。

8、9ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項1国庫負担金では、障害者自立支援等負担金198万円の増額を行っております。

同じく項2の国庫補助金では、目1総務補助金において、特別定額給付金給付事業補助金2,185万9,000円の減額を行い、目2民生補助金において、社会福祉補助金等97万6,000円の増額を行い、目3衛生補助金の保健事業補助金25万3,000円の増額、目8教育補助金の小学校補助金では51万円の増額を行っております。

8、9ページ下段から10、11ページをご覧ください。

款15県支出金、項1県負担金では、障害者自立支援費等負担金99万円の増額を行い、項2県補助金では目2民生補助金5万6,000円の増額、目4農林水産業補助金では245万3,000円の減額を行っております。

款20諸収入では、目1雑入において社会教育課事業参加費32万円の減額を行っております。続きまして、歳出のご説明をいたします。

12、13ページをご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費の目1一般管理費では、口座振替、公金支払業務におけるフロッピーディスクによる取扱い廃止に伴い、新たにデータ電送ソフトの導入、窓口収納用自動釣銭機の購入に係る経費として175万7,000円の増額を行っております。

同じく目4企画費では、移住定住促進事業において、今年度は人口流出に歯止めをかけることを目的に、町内の転居者も事業対象にしたことにより、例年の3倍を超える申請が見込まれることから、補助金1,400万円の増額を行っております。

次の目10特別定額給付金事業では、事業完了に伴い負担金及び事務経費の支出額が確定したことから2,185万6,000円の減額補正を行っております。

12、13ページ下段から14、15ページ上段をご覧ください。

款2総務費、項4選挙費では、令和2年7月12日執行の三宅町長選挙の事務経費の確定に伴い、88万8,000円の減額を行っております。

次の款3民生費、項1社会福祉費では、地域生活支援事業、障害者自立支援事業、介護保険等事業費において483万円の増額を行っております。

同じく項2児童福祉費では、新型コロナウイルス感染症対策として実施している子育て家庭応援助成金の給付対象者数が見込数を上回ったことなどのことから216万円の増額を行っております。

14、15ページ下段から16、17ページ上段をご覧ください。

款4衛生費では、緊急風疹抗体検査事業の抗体検査受検見込数が見込数を上回ったことに対応するため、72万円の増額を行っております。

款6農林水産業費では、機構集積支援事業に係る全農家向けアンケート調査及び集計を耕地組合や自治会等、関係団体の協力の下実施したことにより、外部委託料が不要となったことから245万4,000円の減額を行っております。

款8土木費、項2道路維持費では、事業残地の売払いを進めるため、土地境界確定や分筆に係る登記手数料として31万2,000円の増額を行っております。

同じく項3都市計画費では、公共下水道事業特別会計への繰出金94万6,000円の減額を行っております。

次の款10教育費では、大学生・専門学生等無利子貸付事業の終了による補助金410万円の減額を行っております。

18、19ページをご覧ください。

同じく項2小学校費では、学校の感染症対策事業補助金の追加配分による備品購入費101万円の増額を行っております。

次の項5社会教育費では、文化祭事業及び青少年健全育成事業の中止に伴う関係経費146万1,000円の減額を行っております。

款12公債費では、令和元年度地方債の借入額確定に伴う公債費償還元金・利子1,100万円の減額を行っております。

款14予備費は、これらの補正予算に係る財源調整のため、195万1,000円の減額を行っております。

4ページにお戻りください。

第2表債務負担行為補正についてご説明いたします。

三宅町保健福祉施設あざさ苑指定管理事業及び三宅町学校給食調理等業務並びに三宅町外国語指導助手派遣業務において、令和3年度から令和5年度の期間の事業費において、それぞれ1億2,510万円、5,980万5,000円、594万円の債務負担を設定するものでございます。

以上のことから、今回の補正予算額は歳入歳出において、おのおの1,986万7,000円の減額を行い、予算総額を53億3,544万2,000円と定める補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第38号 令和2年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算についてご説明をいたします。

6、7ページをご覧ください。

款1総務費において、令和3年度税制改正対応システム改修委託料の増額を行い、款9予備費においてその財源調整を行ったものでございます。

今回の補正予算は既定の予算の範囲で行っており、予算総額7億2,339万8,000円に変動はございません。

続いて、議案第39号 令和2年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算についてご説明をいたします。

10、11ページをご覧ください。

款1総務費では、後期高齢者医療制度見直し等に係るシステム改修費55万円の増額を行っております。

款4諸支出金では、保険料還付金及び還付加算金の10万7,000円の増額を行っております。

8、9ページにお戻りください。

歳入においては、歳出でご説明をいたしました増額補正に係る財源を計上したものであり、款6諸収入で10万7,000円、款8国庫支出金で55万円の増額を行っております。

今回の補正予算の規模は歳入歳出にそれぞれ65万7,000円を増額し、予算総額を1億3,344万円と定める補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第40号 令和2年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算についてご説明をいたします。

10、11ページをご覧ください。

歳出において、款1総務費では、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る電算事務委託料99万円の増額、認定審査会システム改修費に係る電算委託料等213万5,000円の増額を行っております。

款5 地域支援事業費では、食の自立支援事業の申請者増加に伴い委託料40万1,000円の増額を行っております。

款8 基金積立金では、システム改修費等の増加により、157万2,000円の減額を行っております。

8、9ページにお戻りください。

歳入においては、歳出でご説明をいたしました増額補正に係る財源を計上したものであり、款4 国庫支出金において介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助金等195万4,000円の増額を行っております。

今回の補正予算の規模は歳入歳出にそれぞれ195万4,000円を増額し、予算総額を8億3,081万3,000円と定める補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第41号 三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算についてご説明をいたします。

10、11ページをご覧ください。

歳出において、款1 公共下水道事業費では財源更正を行い、款2 公債費では、公債費元金10万円の増額、公債費利子90万円の減額を行っております。

8、9ページにお戻りください。

歳入において、款3 繰入金では、一般会計繰入金94万6,000円の減額を行い、款4 諸収入では、消費税還付金・還付加算金14万6,000円の増額を行っております。

今回の補正予算の規模は歳入歳出にそれぞれ80万円を減額し、予算総額を3億1,720万円と定める補正予算の提出を行ったものでございます。

議案第42号 令和2年度三宅町水道事業会計第1回補正予算についてご説明をいたします。

3ページをご覧ください。

款21水道事業費用において、県水転換に伴い廃止される土地、建物等の水道資産の今後の利活用を検討し決定していくため、資産評価及び法令調査を実施する土地建物総合補償業務費をその他特別損失として469万7,000円を新たに計上するものであります。

今回の補正予算の規模は、収益的支出の第21款水道事業費用において469万7,000円の増額を行い、補正後の予算額を2億2,283万3,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

以上で、議案第37号から議案第42号までの補正予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

お諮りします。

日程第7、議案第37号 令和2年度三宅町一般会計第6回補正予算についてより、日程第12、議案第42号 令和2年度三宅町水道事業会計第1回補正予算についてまでの議案6件は、各常任委員会へ付託したいと思います。また、委員は全員でございますので、総括質疑は割愛いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、議案第37号 令和2年度三宅町一般会計第6回補正予算についてより、日程第12、議案第42号 令和2年度三宅町水道事業会計第1回補正予算についてまでの議案6件は各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第13、議案第43号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第43号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

令和2年10月の人事院勧告に準じて、令和2年12月支給分より一般職の職員の給与に係る期末手当の支給月数を0.05月分引き下げようとする条例案の提出を行ったものでございます。

何とぞ慎重審議賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

池田議員。

○10番（池田年夫君） 今一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について、町長のほうから説明あったんですけども、三宅町のラスパイレスの指標はどのようになっているのでしょうか。

そしてまた、奈良県の市町村の平均はどのようになっているのか。

そしてまた、全国平均はどのようになっているのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 自席より失礼いたします。

ただいまの池田議員のご質問にご回答申し上げます。

ラスパイレス指数でございますけれども、平成31年度地方公務員給与実態調査結果によるものでございます。令和2年7月公表となっております。

まず、三宅町のラスパイレス指数であります、91.3でございます。

2点目の奈良県平均でございますが、市平均は98.8、町村の平均は94.4でございます。

3点目の全国地方公共団体の平均でございますが、99.1となっております。

以上、ご報告させていただきます。失礼します。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか。

○10番（池田年夫君） はい。

○議長（辰巳光則君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

池田議員。

○10番（池田年夫君） 議案第43号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について反対の討論をいたします。

人事院は、10月7日、2020年度の国家公務員一般職の一時金に当たる期末勤勉手当の年間支給月数について前年度より0.05か月少ない4.45か月とする、そのように国会と内閣に勧告し、奈良県の市町村もこれに倣うようにするというものであります。

人勧は、戦後労働運動が盛り上がったときに、公務員の賃金引上げや労働条件の向上をさせるために、公務員労働者のストライキ権を行使させないために、時の政府が設けた制度であります。今回の引下げは、2010年度以来の10年ぶりであり、新型コロナウイルス感染拡大を伴う景気後退などの背景に、民間企業の一部一時金水準が公務員を下回ったためとしています。コロナ禍で奮闘する公務労働者の苦勞にゆえずに、コロナを経て求められる内需主導型への経済転換にも背を向けるというものであります。

三宅町のラスパイレス指数は、先ほどの質問でも明らかのように、全国平均は98.5%で、奈良県の市平均は98.8%、町村平均は94.4%で、三宅町は平成31年度4月1日現在、91.3%で、平成30年度より0.5%引き上げておりますけれども、全国平均より低い状態を続けてお

り、引下げについては反対であります。

以上で終わります。

○議長（辰巳光則君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

日程第13、議案第43号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第14、議案第44号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第44号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

令和2年10月の人事院勧告に準じて、令和2年12月支給分より特別職の職員で常勤のものに係る期末手当の支給月数を0.05月分引き下げようとする条例案の提出を行ったものでございます。

何とぞ慎重審議賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

日程第14、議案第44号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第15、議案第45号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、森田町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第45号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

令和2年10月の人事院勧告に準じて、令和2年12月支給分より議会議員の議員報酬等に係る期末手当の支給月数を0.05月分引き下げようとする条例案の提出を行ったものでございます。

何とぞ慎重審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

日程第15、議案第45号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎議案第46号～議案第49号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(辰巳光則君) お諮りします。

日程第16、議案第46号 奈良県広域消防組合格約の一部を改正する規約の制定についてより、日程第19、議案第49号 三宅町立東屏風体育館指定管理者の指定についてまでの議案第4件を一括上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

森田町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、本定例会に提出いたしました議案第46号から議案第49号までの議案4件についてその概要をご説明いたします。

議案第46号 奈良県広域消防組合格約の一部を改正する規約の制定については、消防組合の意思決定体制の明確化及び広域化のメリットをさらに生かすべく、協定書内容を反映させた経費負担方法に刷新することを目的とするものでございます。

まず、組合管理者等に関する改正点は、組合管理者の選任ルール of 明確化及び副管理者の増員並びに代表副管理者の位置づけを明確化すること、組合管理者は、再編された新たな区分で代表者を互選し、その代表者の中から総会において組合市町村長の互選により選任する

こと、副管理者を2名から6名に増員しその選任は管理者以外の代表者をもって充てること、管理者、代表副管理者及び副管理者の任期を2年とし、再任は妨げない規定に改正、また、任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期期間とするものでございます。

そして、現在の運営協議会を正副管理者会議に改正し、管理者の諮問に応じ、消防に関する事項について調査審議する附属機関として、企画調整会議を新設するもの。

経費負担の方法を、消防署所属負担方式いわゆる自賄方式から共通経費化に見直すことを目的に改正するもの。

分担金は、基準財政需要額割、救急出動件数割その他全国的に導入されている割合や激変緩和措置を組み合わせた負担方法とするもの。

これまで旧消防本部を単位としていた区分を、新たに7つの区分に再編し、分担金を負担する自賄区分を削除するものでございます。

以上が主な改正内容であり、地方自治法第286条第1項の規定に基づき組合規約を変更する必要があるため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第47号 天理市、山添村、川西町及び三宅町の一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更については、山添村、川西町及び三宅町が一般廃棄物を広域的に処理するため、その管理及び執行の事務処理を天理市に委託しておりますが、令和3年4月1日より、田原本町から排出される一般廃棄物のうち、し尿の処分を天理市にて処理を行うことについて規約の変更が必要となることから、地方自治法第252条の14第2項の規定により規約を変更することについて協議したいので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、指定管理者の指定に関する議決案件2件についてご説明をいたします。

議案第48号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第3項の規定により選定した三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理を行う公の施設の指定管理者候補者を指定するため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定管理期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日まで、指定管理者となる団体の名称は、奈良県磯城郡三宅町大字伴堂848番地の1、社会福祉法人三宅町社会福祉協議会、副会長、乾田 治でございます。

次に、三宅町立東屏風体育館指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第3項の規定により選定した三宅町立東屏風体育館の指定管理を行う公の施設の指定管理者候補

者を指定するため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定管理期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日まで、指定管理者となる団体の名称は、奈良県磯城郡三宅町大字屏風440番地の5、東屏風自治会会長、池田年夫でございます。

以上で、議案第46号から議案第49号までの議案4件のご説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、慎重審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

お諮りします。

日程第16、議案第46号 奈良県広域消防組合格約の一部を改正する規約の制定についてより、日程第19、議案第49号 三宅町立東屏風体育館指定管理者の指定についてまでの議案4件は、各常任委員会へ付託したいと思っております。また、委員は全議員でございますので、総括質疑は割愛いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第16、議案第46号 奈良県広域消防組合格約の一部を改正する規約の制定についてより、日程第19、議案第49号 三宅町立東屏風体育館指定管理者の指定についてまでの議案第4件は各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎同意第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第20、同意第15号 三宅町政治倫理審査会委員の選任についてを議題とし、森田町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（森田浩司君） 同意第15号 三宅町政治倫理審査会委員の選任についてご説明をいたします。

三宅町政治倫理審査会委員1名の欠員が生じたため、三宅町政治倫理条例第5条第3項の規定に基づき、新たに委員を選任することにつき、議会の同意を求めるものでございます。氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

磯城郡三宅町大字小柳399番地の2。

畑中祥好。

昭和23年7月11日。

なお、経歴等について議案書に添付のとおりでございます。

何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、討論を割愛し、採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定しました。

畑中政治倫理審査会委員、入場願います。

（政治倫理審査会委員 畑中祥好君入場）

◎政治倫理審査会委員新任の挨拶

○議長（辰巳光則君） ただいま本会議におきまして、新たに三宅町政治倫理審査会委員に選任同意されました畑中委員に挨拶を受けることにいたします。

演壇のほうへどうぞ。

○政治倫理審査会委員（畑中祥好君） 失礼します。

三宅町大柳、畑中祥好と申します。

ただいま議員各位の皆様方にご同意をいただきまして、三宅町政治倫理審査委員を12月1日付から務めさせていただくこととなりました。行政関係としての委員につきましては、初めての経験でございますので、ですが三宅町の行政運営に誠意をもって取り組みさせていただきたいと思っております。

皆様方のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますけれども挨拶にさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。退席ください。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（辰巳光則君） 日程第21、報告第3号（専決処分事項報告）三宅町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、森田町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会に提出いたしました報告1件についてご説明いたします。

報告第3号（専決処分事項報告）三宅町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、中小企業の事業継承の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の第25条が第26条に改正されたこと。

あわせて、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和2年9月16日に公布され、令和2年10月1日施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたものでございまして、地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の指定について第4に基づき、令和2年9月28日付専決処分を行いましたので、これを議会に報告するものでございます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

日程第21、報告3号（専決処分事項報告）三宅町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については地方自治法第180条第1項の規定により町長の説明がありましたので、これを報告とします。

◎一般質問

○議長（辰巳光則君） 日程第22、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。
本定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（辰巳光則君） 6番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

6番議員、森内哲也君。

○6番（森内哲也君） 議長のお許しいただきましたので、一般質問させていただきます。

再質問は自席にて行わせていただけたらと思います。

複合施設についてです。

複合施設であるM i i m oの建物が皆さんご存じのとおり出来上がってきました。いやが応でも目に入ってきます。目にした人は気になってしまうと思います。何かイベントがあるときに、庁舎の3階から見ましようかみたいな声かけをされているのもちょっと見ていて、とてもいいことだなという感じています。三宅町の未来に関わる大事な事業だと感じており、できるだけたくさんの方にも注目してほしいと思っているので、そんなふう感じています。

そこで質問です。

建物はできてくると目に入ってくるので分かりますが、ソフトの部分ですね、運営に関してはどの程度進んでいるのでしょうか。

前回の一般質問で、運営会議のオープンについて次のような回答をいただいたと記憶しています。会議の内容については公表すべきだと考えているが、特定の事業実施のための実行委員会なので、公開すべき会議でないと考える。ただ、サイト、ホームページですね、広報などで発信していきますよと、そんな回答いただいたように記憶しています。

M i i m oの運営を決めていく会議は公開すべきでない、傍聴させない、それは自由闊達な意見が出ないかもしれない、なので閉じると、オープンでなくクローズにしたいと、そんなふう理解しました。

複合施設のコンセプト、基本的な考え方ですね、自分ごととして関わり、もっと三宅を好きになってもらう、一人一人の居場所づくりというがありますので、結果だけを通知するという形にはならないと思いますので、どのような形で、形というのは手段でなくどんな内容を情報発信していくつもりでいてくださっているのか所見を伺えたらと思います。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 6番、森内議員のご質問に回答させていただきます。

1つ目のソフト、運営に関しては、どの程度進んでいますかの質問についてですが、現状、地域コーディネーター会議は5回行っております。

主に運営会議を実施する体制についての話合いであり、当初議員の皆様にご説明させていただきましたコーディネーター事業者の公募、採用につきましては、コミュニティマネージャーの育成、外部アドバイザー、町づくり専門家といった形で役割を分けて関わってもらほうがより有効ではないかということで方向性を見直し、話し合っているところでございます。

また、販売用キッチンにつきましても、一つの事業者と契約して進めるのではなく、シェアキッチンとして専門事業者だけでなく起業支援を含め、たくさんの方々が利用できる仕様とし、公募により応募いただいた方々の審査を行う準備段階でございます。

次に、利用料金については、料金の設定や活用についてご議論いただき、施設の維持管理費、運営コストは、行政サービスとして行政予算で確保し、交流まちづくりセンターの機能充実のために必要な予算は、管理運営費ではなく事業費とし、施設での利用料等の収入を充て、地域または利用者に還元するという方向で進めているところでございます。

あわせて、M i i m o クラブ（仮称）のコンセプトに賛同いただき、M i i m o での交流まちづくりの活動を積極的に参画していただける団体や個人を登録いただき、利用料等を減額させていただく予定ではありますが、受益者負担の原則においては、住民の皆様丁寧な説明が必要であるのご意見を頂戴しており、説明会を開催する予定でございます。

なお、利用料金につきましては、地方自治法により使用料及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとなっておりますので、議会において承認を得ることになります。

また、図書室の運営につきましても、6回程度会議を実施して選書方針を決定していただき、イベントの年間スケジュール及び運営ルール案をご検討いただいているところでございます。

2つ目のどんな形での情報発信をしていくつもりなのかの質問につきましては、広報みやげ、ホームページ、SNSといった媒体を利用して、今お話しした内容や新たに出てきた内容が固まり次第、順次公表する予定です。現在、広報みやげにつきましては、1月号から毎号複合施設のコーナーとして掲載を考えております。その他は、準備ができ次第掲載をさせていただく予定でございます。

ただ、注意しているのは、協議途中の話があたかも決まった内容のように住民の皆様伝わると誤解が生じるおそれもありますので、内容が固まり公表できるようになったものから住民の皆様にお伝えし、ご意見を伺う予定としておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員、再質問ありますか。

森内議員。

○6番（森内哲也君） ちょっと全然足を引っ張るつもりはないんです。むしろ応援したいと思っているんですけども、見えてこないというか、見えにくいんでちょっと細かく教えてほしいという意味で質問させていただきます。

初めのほうの回答にコミュニティマネージャーの育成、外部アドバイザー、町づくり専門家といった形で役割を分けて関わってもらうほうが有効ではないかというような方向で話になっていますよということなんですけれども、これちょっとどういう感じ、具体的にはどういったところをイメージしたらいいのかというのをまず教えてください。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 今、森内議員のほうからご質問にありました当初コーディネート事業者という形で、運営についても子供会議とか全体会議の運営とか、あと団体や個人をつなぐような役割とか、専門家によるアドバイス、コワーキングとかキッチンとかいろいろあるんですけども、それを全てコーディネート事業者にという形で説明させていただいていました。その業務になるとやっぱり多大な業務になってきて、事業者さん一人ではちょっとしんどいということで、今森内議員から質問のありましたコミュニティマネージャー、町づくり専門家、外部アドバイザーという形の3部門に分けて事業者のほうを選定したいなというように考えております。

コミュニティマネージャーにつきましては、主に団体や個人をつなぐ役割、あとプログラム等の企画コーディネート、全体会議への提案などをやっていただく専門の事業者ということで一応考えております。これは、専門の業者なんですけれども、今現在地域コーディネーターを担っていただいている方とか、将来的に地域おこし協力隊とか、その辺を充てていければというふうにも考えております。

あと、町づくりの専門家については、今現在も三宅町のほうに事業者さん入ってもらって、一緒に運営のほうをお話を手伝っていただいておりますが、その子供会議の運営とか全体会議、運営会議とか地域コーディネーター会議とか、そちらのほうの運営にアドバイスいただける専門家というのが町づくりの専門家ということで。

それで、外部アドバイザー、これはキッチンとかコワーキングとか、図書とかイベントとかいろんなものがあると思うんですが、それを専門的にアドバイスする事業者さんという形で考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 分け方というのは、よく分かりました。

具体的にどこの事業者がそれに今入っているというのが、決定しているところがあれば併せて教えていただきたいんです。まだやというんだったらまだで結構なんですけれども。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 今のところはどういう形で選定していくかという段階であって、確定の部分はありません。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） アズママとかああいうのは、特にここに入っていないんですか。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） アズママのほうは具体的には入っていないんですけれども、将来的にM i i m oの中で、今子育てから発信しているんですけれども、それ以外の住民、高齢者の方とかシステムのなところ辺では連携していこうとは考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 入っていないということですね。ちょっとまだ何かはつきり分けてやろうみたいな段階だという理解でいいですかね。

次、募集しているのは知っているんです。販売キッチン、ここ回答にもいろいろ応募いただいて、また細かい話は委員会でも質問出るのかなと思うんですけれども、審査を行う準備段階ですというふうな回答いただきました。その審査というのは、このコーディネーター会議でされるというようなイメージでよろしいですか。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 審査のほうは、コーディネーター会議のほうではするものではなくて、別個審査会を設けてさせていただこうと思っております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） それで、今の回答のところにM i i m oクラブ（仮称）というのがぼんと出てきたんですけれども、何となくイメージは分かるんですけれども、やっぱりどういふのを考えていてという説明がなく名称が出てきても分からないので、M i i m oクラブというのはこんなふうなイメージですよというのをもうちょっと説明いただけたらと思うんですけれども。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 今、M i i m oクラブというのは、仮称で今考えているところなんですけれども、地域コーディネーターさんの会議でもいろいろご意見はいただいているところですが、これにつきましては一応使用料、利用料というのを今いろいろ話合いをやっているところなんです、利用料を全くのゼロにするということはないという形の方向で進んでいるんですが、今まで既存の団体さんとかいろいろ活動を行っていただいていた方とかにこういうM i i m oクラブというのをつくらせていただいて、それに参加していただくことで利用料、使用料の減額、減免のほうをやっていこうということで、一応この会のほうをやっていったらどうかというような話で進めております。

具体的に、今現在話合いの中で考えていることは、M i i m oクラブに参加していただいて、7つの交流町づくりの活動というのをその中でつくっているんですが、それを年4回以上積極的に参画していただくとか、あとは活動のお披露目、今そのクラブに入ってもらって独自に活動していただいていることを年1回どういうものかというのをお披露目してもらおうとか、一般からのやってほしい活動やイベントに挑戦していただくとか、そのようなちょっと条件をつけさせてもらって、このクラブのほうを運営していこうかなと思っております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） M i i m oクラブのイメージは、M i i m o新しくできる建物を使って町民さんにいろいろ活動してやとかという主体になって、応援クラブというか、M i i m oをもっと使ってほしいみたいな集まりみたいなイメージですか、よろしいんですか。何か運営主体とはまた別やとは思いますが、応援団みたいなイメージでよろしいんですかね。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） M i i m oの活動を盛り上げていただくとような会で認識いただいたらいいかなと思います。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 利用料金のところについてです。

今、町長から回答をいただいたのは、運営管理費ではなくて事業費として出してくれはるいただいたお金は使いたいということなんですけれども、もうちょっと具体的にこういうつもりやというので、イメージは湧くんですけれども、分かりやすく教えてほしいということです。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 一応施設の管理とかに対して係る費用に向けてその使用料を使うんじゃないくて、M i i m oの中でいろんな活動がこれから住民さんも考えてもらったり、M i i m oクラブに入っていたらいてる方が考えたりとかしていただいていただくことになると思うんですが、その活動にその使用料等を充てていけたらいろんな活動ができるかなということ、そちらのほうの事業費として充てていくというふうな感じで考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） その説明をもうちょっと具体的に、例えばもらったお金は例えば壁が剥がれたからというのに使うんじゃないくてとか、何かそういう話ですよ。そのお金を使えるのはM i i m oクラブの、ちょっとその辺がどうお金を出していくんかなというのをもうちょっとあれなんですけれども。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） M i i m oクラブの中で活動していただくこととかがいろんな先ほどからやってほしい活動やイベントが一般の方から声挙がってきた中の活動をやってもらうとか、そういうリクエストが出てきた活動をみんなでやろうかというときに係る経費がいろいろ出てくると思うんですが、そういうところに使っていこうということで事業費という形で一応考えさせていただいております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 何かアンケートを取ったらバーベキューやってほしいとかって出たんで、じゃバーベキューの費用に使おうかみたいなそういう、あまりにも単純かもしれませんが、そういうイメージでいいんですか。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） バーベキューはちょっとどうなるかどうか分からないんですけれども、先ほども何回か答えているように、こんな例えば施設内で住民さんがみんな集まってこういうイベントをやろうかということが新たに生まれたときに、それに対する費用というのはなかなかそこから予算をつけていくとなったときには、なかなか予算のほうまで時間もかかるとかいうのもありますし、そこら辺にその使用料等を事業費として使っていこうかという、充てていこうかということで考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 要するに行政の予算を目当てにしたら予算取ってみたいな話になるん

で、何かやりたいと思ったらすぐ動けるような形のお金のプールみたいなイメージですよ。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） お金のプールというより新しく年度の途中でいつでもどこでもこういう事業がやりたいというのが発生したときに、すぐにやれるような状態の事業費として利用したいということです。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） ということは、年度内に使ってしまうなあかんでみたいなお金にはならないという理解でよろしいですか。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） そういう事業が発生したときに使っていくものなんで、年度内にやるというものでもないです。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） ちょっとずつ分かってきました。

あと、お金を取るというのでいろいろと議論はあるかと思うので、丁寧に説明していきます、そういうような回答もあったと思います。

先日、三宅町の人口ビジョンの策定に当たって藤山浩先生が来てくださいました。調査もしていただいて、そのときにお達者度というような言い方をされていたと思います。元気な年配の方とか増えれば、介護度とか医療費が助かるよねとかというお達者度、そんなふうだったと思います。僕講演を聞いていて、何か突如としてそういう話出てきたんで、どういう意味ですかと後で実は聞きに行っています。そのときに、やっぱり行政にとっても介護の費用とか医療費が助かるということ、そういうお話ですと。やっぱり過疎をしている町ではやっぱり住民さんも元気になってほしい、それには行政も力を貸さないと駄目ですよとかという、そういう話ですみたいなことを言われていました。

そういう意味で考えれば、活動が活発になるということは行政のほうも受益者というふうになるんじゃないかということ、なるということやと思うんで、何か行政としても活動が活発になるような仕組みというか、受益者として何か考えるようなことはありますでしょうか。何か取りあえず使ったら終わりやでとかというんじゃないんで、使ってくれというので行政のほうからお金出してもいいんじゃないかなとか思うんですけども。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 行政のほうから今お金を出したほうがいい、

出してもいいんじゃないとか、その辺いろいろ意見はあると思うんですが、一応これから運営とかについては今現在設定の部分、施設の建物の中のルール決めの部分をいろいろ話合いやっているところで、これから運営でどんな事業やっていこうかというのは、これから住民さんの意見も聞きながらいろいろやっていくと思うんですが、それについても先ほどお答えさせてもらったような形で事業費としてそういう収入を充てていこうという感じでは考えておるんですが、イベントとか大きいイベントになってきたら当然行政のほうからも予算がという部分はやっていきますんで、そこを合わせたような形で今後やっていきたいなとは思っております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 皆さん住民さんが活発に利用していただければ、行政のほうも元気な方が増えて、外も出ていただいたほうになるんで、それは利益ですという形は打ち出していたきたいなと思っています。例えばM i i m oまで歩いてとか、自転車で来たらコーヒー無料券1枚あげるよとかみたいなことすれば、何か散歩がてらに来る人とかもいそうなんで、そういうのでもいいのかなと思ったり、なるべく活動してねという意味で当日空いていたら部屋は無料というのはちょっとあかんという話なんで格安で活用とかとなれば、活動も活発になって医療費、介護費も浮くんかなとかというので、何かそういうアイデアもどんどん出していただけたらなと思っています。この点で何かあれば。

○議長（辰巳光則君） 今のは質問というより提案やね。

○6番（森内哲也君） そうですね、と思っています。

もう一つなんですけれども、こんなちょっと質問をしないと、今運営会議の内容がもう一つ分かってこなかったというのはどうなのかなとは思っています。さっき最後のほうに協議中の話であたかも決まったように伝わると誤解が生じる、困るんやって、だから結果だけ伝えるんやって僕には取れたんですけれども、それって自分ごととして関わるみたいなコンセプトとはずれていないでしょうかね、大丈夫ですかね。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 今現在、地域コーディネーターさんの会議の中でもいろいろご意見とかいただいているのは、まず施設立ち上げに際していろんなルール決めというのがあると思うんですけれども、施設を何時から何時までオープンにしておくのか、図書は何時から何時、コワーキングはどういう使い方をするのか、その辺についていろいろご意見をいただいている、利用料についてもそうなんですが、それをもって今後森内

議員の今の質問の中で一人一人の居場所づくりとか、みんなが自分ごととして関わってもらうための部分というのは、運営方法や事業企画、事業運営というような形になってくると思うんですが、それについては今後運営会議でいろいろ話合いを住民さんの意見をいただきながらやっていくということなんで、今その部分を閉鎖しているということではないと考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） このコーディネーター会議とは別にまた運営会議があるんやということですよ。ということは、もう一度戻ってコーディネーター会議というのはどの部分だけ決めるみたいな理解をしておいたらいいですか。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） ちょっと何度も言っていますが、今コーディネーター会議でご意見いただいているのは、事業立ち上げに向かったの設定事項、開館時間とか部屋の使い方とかその辺についてなんですけれども、今後、今地域コーディネーター会議の中では、子供会議の方とか学童の事業者さんとかいろんな方運営会議の中に入れてもらう方というのは、全て入っているという状況ではありません。その辺のメンバーがそろい次第、コミュニティマネージャーとかもそうなんです、そのほうの選定も済んで、それから運営についての話合いというのが始まっていくと考えております。その中でいろんな意見をもらいながら事業をどうするかというのを進めていくんで、今その前段階のところ辺という形で進めております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 僕はちょっともう一つよく分からんというのが正直なところなんですけれども、どちらにしる建物がどんだんばあっとできてくるんで、どうやって運営するの、どうすんみたいな話はどんだん質問を受けてきます。ただ、運営会議ってまだ開かれてへんから分からんねんみたいな回答で、何しとんねんってどうしても住民さんからなるんで、その辺をどう答えたらいいのかなと分からないんですけれども、はっきり言って今の説明聞くと。やっぱりまだですしかないんですか。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 結局、複合施設が今どういう形で進んでいるというのは、まずオープンするまでにはまずルール事というのをいろいろ決めていかなければいけないと思うんですが、その部分を今意見をコーディネーターさんのほうにもいただ

きながらつくっていつているという部分で、キッチンにしても使い方としていろんな使い方があるんで、その辺のルール決めをつくっていつている状況で、オープンするまでの期間、グランドオープンが12月なんで、来年度新年度入ってから4月から12月という形で数か月、12か月、8か月ぐらいあるんですけども、その中で今言っているような事業運営とかイベントとかそういうのは意見を聞いていきながらつくっていくというふうな形で考えているというふうな説明であります。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） いろんな方に注目していただくのはすごいいいことやと思っているんで、何か結果が何かうわさだけが一人歩きしてというのは困るんでというのもよく分かるんですけども、やっぱりこうや、今こんな感じ、悩んでいるとかって言うてくれへんからうわさが一人歩きするような気もしているんで、また1月号から広報で載せるよともう回答いただいているんで、ぜひ結果じゃなくてこんなふうにもアイデアあって悩みながらこういうふうに決まっていますみたいな形で、順次載せていつていただけたらと思います。よろしくお願ひしますということで、一般質問を終わります。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか。

○6番（森内哲也君） はい。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、5番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

5番議員、渡辺哲久君。

○5番（渡辺哲久君） 5番、渡辺より一般質問を行います。

1つ目、ひとり親家庭の支援について。

三宅町でもひとり親世帯が増加しています。議員の資料請求でいただいた数値によると、1995年は153世帯でしたが、2015年には268世帯となり1.75倍です。多くが母子世帯の増加で、2000年に151世帯であったのが、2015年には228世帯となっています。

ひとり親家庭では、経済的にも子育ての面でも多くの困難を負わされています。子供が幼いときは、子供が熱を出したりすると保育園や学校に迎えに行きます。仕事を休まざるを得ず、非正規の仕事を掛け持ちする結果になります。長時間働いても収入は少なく、相対的貧困率は2018年の全国の数値で母子家庭が51.4%、父子家庭で22.9%となっています。コロナ禍の打撃も大きかったでしょう。支えが必要です。

そこで質問します。

1、今年3月に策定された第2期子ども・子育て支援事業計画、以下計画と呼びます、の6、貧困に関する状況では、ひとり親世帯の数の推移はありますが、ひとり親世帯の平均所得や相対的貧困率は示されていません。把握しているのであれば示してください。

三宅町のコロナ対策は、ひとり親家庭への支援になりましたか。

三宅町のひとり親家庭へは、子供世帯への2万円給付と上乗せ1万円の給付が行われました。計画によれば、ひとり親世帯を対象とする児童扶養手当の受給者数が平成26年度55名から平成30年度93名に倍増しています。給付の実績とその有効性の評価を聞かせてください。

3、支援の現物支給について質問します。

計画では、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることの1位は自分や子供が病気、けがをしたときに面倒を見る人がいないで、就学前児童で41.7%、小学生で48.3%です。ひとり親世帯ではより切実な課題でしょう。計画では、病児保育、子育て短期支援事業、ファミリーサポートセンター事業、養育支援訪問事業などについて事業量確保の数値目標が掲げられていますが、ひとり親家庭を支える仕組みの全体像をどのように考えていますか。

4、例えば計画では、子育て短期支援事業、ショートステイ、トワイライトステイの平成30年度実績が12人日とありますが、もっとニーズがあるように思えます。支援事業の情報をひとり親世帯にどのように伝えていますか。

2つ目の質問、町営住宅の将来像について。

2012年度から2019年度までの町営住宅の入居、退去の状況について議員の資料請求を行いました。2020年度末の町営住宅の居住者数は179名で、2012年度末に比して56名の減少です。高齢化率は2012年8月の22.9%が2019年5月には35.9%に急増しました。未成年の居住者は61人から24人に減少していますが、2014年度に小中学生4名、中卒以上の未成年4名が退去したことを除けば、子供のうちに大量に退去したわけではありません。子育て世代の新たな入居は、2013年度と2014年度に小中学生1名ずつ、2015年度に未就学児2名、2017年度に中卒以上の未成年者1名と少なく、これが子供世代の減少につながっています。

2012年度からの8年間で未就学児の数は2名増、小中学生は3名減、中卒以上の未成年者5名減で、入退去による大きな出入りはなかったといえます。つまり2012年度に未成年だった子供は町営住宅の中で成長し、独り立ちしていくときに退去していったと思われます。だから町営住宅は、子供の成長を支えてきたといえます。

しかし他方で、空き家の数は2012年度3軒だったものが、2019年度には15軒に増えていま

す。担当課に確認したところ、その理由は退去後家屋の改修費用の見積りが行政の内部基準を超え、町営住宅全体が耐用年数を超えつつある中で、安易に手をつけられなかったとのことでした。つまり、長期的視野に立って町営住宅をどうするかビジョンがなければ先に進めないということでしょう。

今年度中に、三宅町の公共施設の個別施設計画を策定することになっており、町営住宅もその対象です。ビジョンを示さなければなりません。過疎地指定された三宅町が少子高齢化の波を食い止めるには、新築住宅購入による移住促進策だけでは壁があります。町営住宅は活用できないのでしょうか。

国は、公営住宅の建て替えの補助金として地域居住機能再生推進事業を実施しています。当初は100戸規模の大規模団地を対象としていましたが、おおむね100戸以上を対象とする子育て支援タイプという枠組を新たにつくりました。これには2つの条件があります。1つは、公営住宅敷地内に子育て支援施設を設置すること。2つ目には、建て替えで新築する住宅の半数以上を子育て世代に提供することです。これは三宅町の町営住宅の将来像にぴったりだと思えます。

そこで質問します。

1、子育て支援の拠点につくり替えていくことが町営住宅の未来像だと考えますが、いかがですか。

2、地域居住機能再生事業の子育て支援タイプの国庫補助金を使って、耐用年数を迎えつつある町営住宅の建て替えを進めることは可能と思えます。いかがですか。

3、今年度の個別施設計画の中で、町営住宅についてはどんな考え方で計画策定をしますか。

質問は以上です。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 5番、渡辺議員のご質問に回答させていただきます。

まず、ひとり親世帯の平均所得や相対的貧困率についてですが、第2期子ども・子育て支援事業計画策定時に実施したニーズ調査では、住民税が課税であるか、非課税であるか、世帯の合計収入に関する設問だけですので、ひとり親世帯の平均所得や相対的貧困率については把握しておりません。

次に、ひとり親家庭への給付に関する質問ですが、まず国の制度としては、子育て世帯への臨時給付金が子供1人につき1万円、ひとり親世帯臨時特別給付金が1世帯5万円、第2

子以降の子供1人につき3万円が支給されています。また、ひとり親世帯臨時特別給付金対象世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少となった世帯に対しては、1世帯5万円が追加支給されています。追加支給については、11月末現在、3世帯のみの申請であるため、再度個別で周知し、問合せに応じているところでございます。

さらに、三宅町独自制度として、子育て家庭応援助成金が子供1人につき2万円、児童扶養手当受給世帯への上乗せ支給が子供1人につき1万円を、特別児童扶養手当受給世帯への上乗せ分として1世帯につき1万円を給付しております。

子育て家庭応援助成金の支給人数は699人、また児童扶養手当の上乗せ分の支給人数は88人、特別児童扶養手当受給世帯は17世帯の方に支給しており、ひとり親家庭への支給額としては、合計子供1人の世帯で9万程度、子供2人の世帯であれば12万円程度の支給となっており、ひとり親世帯の生活を支援するための一助になったと評価しております。

続いて、ひとり親家庭を支える仕組みについてのご質問ですが、ひとり親家庭を支える仕組みづくりのための基盤となるのが相談体制にあると考えております。保護者の困り事や不安に対し、町の施策として対応できること、他機関のサービスや施策につなぐことといったマネジメントを子ども家庭総合相談窓口で行うことで、ひとり親家庭だけでなくあらゆる子育て家庭を支える仕組みになると考えております。

その上で、子育て家庭を支える町の施策については、子ども・子育て支援事業計画に掲げる事業量が不足することのないよう、見直しを行いながら対応する必要があります。

また、今後は、行政が行う支援だけでなく、ご近所同士、保護者同士が普段のお付き合いの延長、日々の生活の延長線でできる共助の仕組みをつくり、誰もが子育てしやすい町にしていきたいと考えております。

こうした町の施策や他機関が行うサービスに関する情報提供については、ひとり親家庭の場合には、まず児童扶養手当の申請に来られた際に、奈良県が作成したひとり親家庭への支援やサービスなどがまとめられたリーフレットを配布し、情報提供を行っており、その後も年に一度児童扶養手当の現況届の届け時に、内容が更新されたリーフレットを送付しております。

また、相談に来られたときには、子ども家庭総合相談窓口において、担当者が相談内容に応じて、サービスの利用調整を行っております。

続いて、町営住宅の将来像についてのご質問に回答させていただきます。

1つ目の町営住宅の将来像については、議員ご提案されています町営住宅を子育て支援の

拠点にということですが、町といたしましては生活困窮者、高齢者、そして子育て世代の方が入居できるバランスの取れた町営住宅にしたいと考えております。

2つ目の地域居住機能再生推進事業の子育て支援タイプによる建て替え、そして3つ目の個別施設計画の考え方についてのご質問に回答いたします。現在、産業管理課が保有しております個別施設計画は、三宅町公営住宅等長寿命化計画であり、住宅の使用年数等を考慮し、年間の戸当たりの改修費用をどれだけかければ効率的に長寿命化できるかを計画しているものでございます。

町営住宅の建設年度は平成3年から平成7年までとなっており、木造の耐用年数30年と規定されておりますので、全体計画を作成し建て替え事業を行うことができるのが、少なくとも令和7年度以降となります。

その際には、議員ご提案の地域居住機能再生推進事業、それ以外の公営住宅等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を含め、どの事業が三宅町にとって有効であるか、そして三宅町内における町営住宅の必要戸数も含め、総合的に検討してまいりたいと考えておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） まず1つ目の質問について再質問をします。

ひとり親世帯の平均所得や相対的貧困率については、把握しておられないということでした。施策の有効性を図り、今後の施策を検討していくに当たって、実際今どんな現状であるのかということをごきちんとしていく必要は高いと思います。回答の中にもありましたけれども、児童扶養手当の現況届の際には、一定の収入の申告などもあると思いますので、それほど多大な労力を経なくても現状を把握して、これだけの金額、町の上乗せも含めればかなりの助けにはなっただろうということは想像できますけれども、もう少し具体的な効果の判定であったり、今後の施策の必要性であったり、そういうことがつかみやすいと思うんです。

そういう町単独で、そんなに大きな人口数でもありませんから、ぜひ平均所得であるとか、相対的貧困率とか把握する努力をしていただいたらどうかと思いますが、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長心得（植村恵美君） ただいまの渡辺議員からのご質問のほうですけれども、今現在、子供の貧困対策ということで国のほうからもそういったことの対策をするようにと通知のほうとかも出されております。その中で、まずはやはり町の貧困対策として今現状を

調査しないといけないというふうになっておりますので、今後そういったことも含めて調査する中で、ひとり親世帯に対しても今ご質問、ご意見のほうありました平均所得であるとか、相対的貧困率についてはまた調査のほうさせていただけたらなというふうに考えておるところです。

今後につきましては、現在国のほうでひとり親世帯への臨時特別給付金を再支給する方向で調整されておりますので、12月中にはその方向性であったりとか金額等々について提示のほう国のほうからあるかと思っておりますので、それに対して今後は施策のほう進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） ぜひ進めてほしいと思います。

もう一つ、これ事前に担当課に質問に関して相談に行ったときに、例えばどうしてこんなにショートステイやトワイライトステイの利用が少ないのかということ、やっぱり知らないところに預けるといふことの抵抗感が強いのではないのかというふうに聞かせていただきました。それは考えてみればその子のために頑張っているお母さん、お父さんなわけだから、その子たちにとって本当によいかどうかということの安心感がなければ預けられないというのは、言われてみれば当たり前かなというふうに思いました。

回答の中では、相談体制が最も要ではないかというふうに回答されていて、それはそうと思うんですが、相談しに行った側がこの人たちは私たちの味方だという本当に心を割って話ができる相手に助けてくれる人たちなんだというふうに感じられないと、相談体制として機能しないということだと思うんですね。行政の場合は、いいことか悪いことかいろんな措置の決定権も持っています。虐待のケースなんか端的にそうなんですけれども、措置する側が支援もするというのはなかなか使い分けが難しく、その部分子供のデリケートな支援ということで、もちろん三宅町は他町に比べて保健師さんとか臨床心理士とか専門家の配置についても一貫して力を入れてきているので、他市町村に誇れる体制を持っていると思いますが、そういう相談体制が本当に機能をしていくため実際のサービス利用、現物支給を実際に利用していくためのハードルを下げてくために、何かその相談体制が本当に助ける側として機能していくために何かいい工夫はないのか、担当課で考えておられることがあれば聞かせていただきたいと思っております。

○議長（辰巳光則君） 植村局長、答弁。

○健康こども局長心得（植村恵美君） 今現在、検討している点と申しますか、先ほどアンケートのほうで結果的に利用されている方が少ないという部分につきましては、基本そういった不特定のショートステイであったりとか、トワイライトであったりとか、一時保育といった不特定の教育保育の利用に関しては、実際利用されて、利用したことがない、利用していないって答えていらっしゃるのが大体83.8%の方がいらっしゃいます。それが、その理由についてお伺いしたところ、特に利用する必要がなかったからということで回答されている方が72.2%いらっしゃいましたので、そのうち大体親族知人に見てもらったのでということで20.3%の方が回答はされておりますので、実際のところはやはり渡辺議員おっしゃったようにこちらのほうでも提示させていただきましたとおり、知らない人とかにはちょっと預けにくいという現状があるんだと思います。

そういったことも含めて、子ども家庭総合相談窓口において繰り返し相談等をしていただいておりますけれども、実際のところ措置と申しましても、一時保護、虐待の子どもが一時保護になるとかといったことについては、県のほうの中央こども家庭相談センターのほうに権限がありますので、町としてはそういう措置権限がございません。ですので、実際のところは保護者の方と相談をしながらどうするかを話しさせていただいて、万が一のときにはやはり子ども家庭相談センターのほうで判断していただくということになっておりますので、その一時保護になるまでにいかに保護者の方に考えを変えていただいたりとか、行動の変容を求めるといことが大事になってきますので、そこを丁寧に心理士であったりとか、保健師、社会福祉士といった専門職が丁寧に対応しているところですし、あと関係機関の幼稚園であったりとか、小学校のほうでも丁寧に関わっていただいて、そういったことを防ぐように今のところしているのです、その辺でここ数年一時保護等の対応にならずに済んでいるケースもありますので、そういった丁寧な対応を今後も続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 虐待につながりそうなケースを未然に支援を入れることで回避していくということが、実際にできているというふうに私も感じています。そういう取組をこれからもさらに強化して、相談の質を上げていくということを行政として力を入れていきたいというふうに要望しておきます。

2つ目の町営住宅の件についての質問です。

個別施設計画での考え方については、困窮者、高齢者、子育て世代、全体のバランスが取れた町営住宅ということで、そういう下で今立てている長寿命化計画を今後具体化し、再検討しながら決めていくというようなことで、個別施設計画については現状を引き継ぐというふうに理解して聞きました。もちろん公営住宅の第一の目的は困窮者、住まいに困っている人たちをまず公的に支えるという目的ですから、子育て支援に限ってということではないというのはもちろん理解できます。

ただ、町営住宅のこの10年ほどの経過の主な要因としては、改修について見合せてきたということで、新規の若い世代の流入がそんなになかったということの結果として高齢化が進んでいったということではあるというふうに評価できますが、ただこのままでは町営住宅の未来がない。既にもう民生委員をされる方もいないという、民生委員をできる方もいない、そこだけそれだけ高齢化が一挙に進んできたという現状ですので、根本的な対策は急ぐ必要があるというふうに思います。

地域居住機能再生推進事業という具体的な国庫補助金を挙げて質問をした意味は、貧困層、生活困窮者層、そういう世帯を支えるための公営住宅が子育て世代を引き受けるというとき、例えばDVで子供と一緒に逃げてきた、そういう家庭を支えるというときに、おうちを提供するだけで本当に支えられるかということが大きな課題だと思います。そういう意味で、国が提案している子育て支援機能をパッケージにした住宅の再建ということを考えられないですかという、そういう意味は非常に理にかなった、今の状況にかなった提案であるというふうに考えます。だから、どの補助金を使うかではなく、そういう子育て支援機能を付加した町営住宅にすることで、子育て世代、困窮者も安心して暮らせる町営住宅に転換できるのではないかと、そういう質問なんです、そういう点、そういう考え方のレベルでそういうことについてはどうお考えでしょうか。

○議長（辰巳光則君） どなたか。

江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 先ほど町長が申し上げたとおり、三宅町の町営住宅は平成3年から7年にかけて建てられておまして、それで長寿命化計画は平成25年、10年間の計画ですので、令和5年度までは長寿命化計画というのが発生しております。その時点でやはり今後、町長言いましたとおり、三宅町にとって一番いい方法で建て替えもしくは長寿命化を考えていくのがその時点だと思いますので、その時点においては渡辺議員言われたとおり、子育て大変必要なことやと私も思いますので、それら等の意見を踏まえまして、いろ

んな方向性を考えていきたいと思っております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 先ほど森内議員がM i i m oの運営について具体的な質問をされました。箱物があっても運営するソフトが機能していないと役に立たないということをやっぱり心配します。今答弁された方向でぜひ今後の町営住宅、具体像についてはまだ令和7年以降ということですが、具体的な構想を定めて、こういうビジョンを描いてそれに向けて進んでいくということで、財政的な全体のバランスもありますから、町営住宅だけに全てお金を注ぐこともできないですし、町長が全体のバランスを見ながら、ただ明確なビジョンを持って町営住宅の再建に取り組んでいただけるよう、ぜひ要望して質問を終わります。

以上です。

◇ 瀬 角 清 司 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、3番議員、瀬角清司君の一般質問を許します。

3番議員、瀬角清司君。

○3番（瀬角清司君） 議長のお許しがありましたので、私のほうからは企業誘致に対する施策についてを議題として一般質問をさせていただきます。

本町は、森田町長となって、2期5年目となります。予算規模の大きな事業では、複合施設建設や町道1号線の拡張事業などを実行、計画されておられます。

また、無医町であった本町に、クリニックの開設に尽力されたり、子育て支援など、多岐にわたって頑張っておられます。

しかし、一方で進まぬ大和中央道の用地買収事業または企業誘致など、就任されて以来、一向に進展が見られていない事業も多くあります。

先日の地域フォーラムにおきましても、大和平野における磯城3町の立地条件のよさや将来性などを高く評価していただいた中、各町の誘致施策で、本町は立ち後れているんじゃないかなと思ったのは、私だけでしょうか。もちろん、田原本や川西のように工業ゾーンの開発など、同じようではならなければならないとは言いません。本町には、本町の特色ある誘致でいいと思いますが、これからも同じように企業立地ガイドに伴い誘致に関する支援制度等だけを掲げ、企業の声を待つだけでは、中々企業誘致は難しく思えます。

中々進まぬ企業誘致、難しい施策と思われませんが、町長はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

再質問は、自席にてさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 3番、瀬角議員のご質問に回答させていただきます。

企業誘致の取組については、工業ゾーン創出プロジェクトで奈良県と連携し、三宅インターチェンジ西側地区及び東側地区の企業誘致を行っております。

誘致の手法といたしましては、町が土地を買収して工業団地を整備するのではなく、ディベロッパーによる開発、または企業が地権者と交渉して用地取得し立地する方法になります。企業が用地選定を行うのに必要な基礎資料となる土地カルテにつきましては町が作成し、企業に情報提供を行っております。また、企業が複数集まれば地区計画による方法も検討いたします。

PR活動につきましては、企業立地ガイドのパンフレットにより、京奈和自動車道三宅インターチェンジ周辺地区の紹介をし、その中には工業施設及び商業施設を対象に充実した企業立地優遇制度の案内をしております。

企業誘致に伴うインフラ整備としては、町は三宅インターチェンジ東側三宅1号線道路整備事業で道路拡幅工事を行っており、道路整備に伴い上下水道整備も行う予定です。そして、三宅インターチェンジ西側は、奈良県の事業で大和中央道の延伸となる都市計画道路の用地買収及び道路整備工事が行われております。

本町といたしましても、企業誘致は将来的に大変重要な課題であることを理解しておりますので、今後とも積極的に進めてまいります。議員の皆様におかれましても事業進捗に対しご協力をお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 企業誘致大変難しい問題でございます。どこの市町村も苦勞されて取り組んでおられることではあるんですけども、そういった中でもうちも企業立地の優遇の制度を使ってやっていますので、中にはやっぱり何件か問合せがあったと思うんですよ。そのあった中で起業に至らなかったのはどうしてならなかったのか分析をされておられるのかなと思ひまして、その分析で至らなかったところの改善努力とかはやっぱり必要ですよ。残念だったなでは終わっていないでしょうか、ちょっとそここのところよろしく。

○議長（辰巳光則君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 瀬角議員のご質問なんですけれども、私自身が企業とか担当課から聞いておりますのは、もともとは用途を市街化調整区域から市街化区域、要す

るに準工とかそういう地目を変えるという前提で動いていたのが、途中でちょっといろいろな問題がございましてそれがなくなったと、それが一番の大きな問題と。企業としてやはりすぐにでも工場が建てられる用途のところに来たかったというのが大きな問題やと思います。

先ほど町長の回答にありましたとおり、地区計画を張る、これも1社ではちょっと地区計画奈良県のほうも受け付けないという話なので、複数社集まれば地区計画を張れる、地区計画を張れるということはスムーズな企業立地に対応できるということです。今後とも企業の情報は速やかに現下対応していきたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 今回もコロナ対策で消費喚起につながる商品券発行されましたが、こういった商品券を利用するところも町内では少なく、他町に、田原本から川西町、他町でそろえるようなところもあったのが非常に残念で、話変わるんですけども、この回答の中のほうで三宅町の誘致の手法といたしましては、町が土地を買収して工業団地を整備するのではなく、ディベロッパーによる開発または企業が地権者と交渉して用地所得し、立地するような方向になりますと。何か他人任せのように思えて仕方ないんですね。ですので、そういったディベロッパーの間にも積極的に行政として取り組んでいただいて、どうしたら来てもらえるかとかいう取組は今後なされますか。

○議長（辰巳光則君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 議員言われるとおり、やっぱりディベロッパーでもいろんな条件があると思います。そこのところをやはりいろんな条件を聞き、うちが対応できる範囲についてはできるだけの対応をして前へ進めていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 難しいの分かります。ディベロッパーとかその準工業地のことも分かるんですけども、僕言いたいのは、前向きな姿勢で企業に店舗でもいいですから、もうどんどん声かけて行ってほしいな思っているんです。最近も民間の方で仕事もされ、忙しい中何とかこの三宅町に企業を誘致したいということで働きかけていただいて、その社長さん、企業側が足向けてくれはったという事実もありますので、そういった方にはやっぱり何であかんかったんやというその理由も、何か残念な結果の理由でそうやってこうこうこういう形であったという形で、残念な理由の仕方、言い訳をするのもなとは思っていますので、企業誘致

大変難しい問題ですわ。これから我々議員のほうでも力がお貸しできるようなことがあったら惜しまずにやっていきますので、オール三宅で誘致のほう頑張っていきたいと思います。またよろしく、要望ばっかりなるんですけれどもお願いいたします。

これで終わります。

◇ 久 保 憲 史 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、1番議員、久保憲史君の一般質問を許します。

1番議員、久保憲史君。

○1番（久保憲史君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。運転免許証自主返納施策について。

少子高齢化は、日本全体の流れであり、三宅町もこの波から逃げることはできません。高齢者の増加に伴い、様々な課題が表面化しております。

本町においても、独り住まいや高齢者夫婦の家庭への支援、高齢者の健康増進への施策等多くの施策が行われておりますが、町全体の活力の低下は避けられません。しかし、高齢者といわれてもまだまだ元気な方々も多くおられ、その方々にはこれからも元気な町づくりの役割を担っていただきたいと思います。元気な高齢者が自家用車で、町内はもとよりも町外へも出かける姿を目にすると頼もしく感じます。ところが、新聞やテレビ等で、毎日のように高齢者の事故を報じています。ブレーキとアクセルの踏み間違いと答えられております。人間は残念ながら高齢者になるにつれ、反射神経が衰えてきます。これは個人差があり、年齢で決めることはできません。そこで警察では高齢者からの運転免許証の自主返納を呼びかけており、それに応じる方も増えていると聞いております。

各自治体も返納促進のために施策を行っております。田原本町、広陵町、大和郡山市においては、タクシー券や商店街で使える商品券を配布しております。大きな事故を起こし、自分だけではなく他人を傷つけるようなことが起きる前に、免許自主返納施策を行い、一人でも多くの返納者が進むのを望みます。このような施策を本町でも行う必要があると考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 1番、久保議員のご質問に回答いたします。

京奈和自動車道三宅インターチェンジが開通し、町内幹線道路の整備が進む本町にあって、交通安全対策は、警察をはじめ関係機関とも連携しつつ、今後ますます重要視していかなければ

ればならない施策であると認識しております。今後は高齢化社会を迎える中で、高齢ドライバーによる事故が増加することは否定できません。

平成27年度に警察庁が実施した運転免許証の自主返納に関するアンケート調査結果によると、自主返納をしようと思ったことがある運転継続者の約7割は、返納をためらう理由として、「車がないと生活が不便なこと」と回答しています。同アンケートによると、買物、仕事、家族等の送迎、通院など運転することを「交通手段」と回答した者が7割を超え、日常生活における自家用車への依存度は高いものがあります。また、都市規模が小さいあるいは自家用車への依存度が高いほど、運転継続者の運転頻度は高くなり、自主返納は希薄になるといわれています。本町の地域特性からも、免許返納後の移動手段の確保対策が重要であると認識しております。

管内警察署に問い合わせたところ、三宅町に在住する高齢者の自主返納者の人数は、平成29年が32名、平成30年が28名となっており、平成31年以降は市町村単位から警察署単位での集計方法に切り替わっており、三宅町在住者の具体的数値を確認することができないとのことでした。

自主返納者のための具体的施策として、幾つかの近隣自治体でもタクシー券や商品券、コミュニティバスの回数券といった地域資源を活用した支援を行っています。本町におきましても、従前より日常生活の利便性を図ることを目的に、町内在住で65歳以上で自動車運転免許証を所持していない住民の方々に対し、タクシー利用料金の一部を補助する地域公共交通タクシー補助事業も自主返納に寄与するものと考えております。

また、交通安全や交通事故防止の観点も含め、地域の交通手段の今後につきましては、行政が行う支援だけでなく、ご近所同士、地域コミュニティとして、日々の生活の延長線でできる共助の仕組みづくりも課題解決のための大切な要素となってくるものと考えております。

○議長（辰巳光則君） 再質問。

久保議員。

○1番（久保憲史君） 移動販売車を業者に依頼するとか、コミュニティバスの近隣の町との共同運営をすることはできないもののでしょうか。

○議長（辰巳光則君） どなたか。

町長。

○町長（森田浩司君） 現在、移動販売に関しては定期的に町内回っていただいて、とくし丸の方に回っていただくということを行っていただいております。コミュニティバスについて

ですけれども、やはり乗る方々がない、乗る方々が非常に少なくて費用がかなりかかるということで、三宅町といたしましては、タクシー券の事業というところをさせていただいているところでございます。

○1番（久保憲史君） 終わります。

○議長（辰巳光則君） もうよろしいですか。

○1番（久保憲史君） はい。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、10番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

10番議員、池田年夫君。

○10番（池田年夫君） 議長の許しがありましたので、一般質問を行います。

まず、トビイロウンカ被害についてであります。

今年の稲の収穫は終わっていますが、今年は例年と違ってトビイロウンカの被害があり、減収と高温障害の影響もあり、等級も例年より下がっているのが現状です。県の病害虫防除所では7月末と9月中旬に注意報を発表したとありますが、三宅町の農家には伝わっていたのでしょうか。町長の所見を伺います。

ウンカの被害について、町は調査されているのか。また、被害の状況と補償はどのようになっているのか。町長の所見を伺います。

次に、木造住宅耐震改修についてであります。

三宅町も毎年木造住宅の耐震診断の予算を組んで進んでいますが、遅々として進んでいません。

高知県黒潮町の住宅耐震改修工事費補助金交付要綱の趣旨に、第1条には、この告示は、町における既存住宅の耐震改修の促進を図ることにより、地震発生時の倒壊等による被害を軽減することを目的として、住宅耐震診断を行った既存建築物の耐震改修設計または耐震改修工事に要する費用に対する補助金の交付に関し、町補助金等交付規則に定めるほか、必要な事項を定めるものとする趣旨を明らかにし、昭和56年5月31日以前に建築された住宅に適用しています。工事費の補助金は上限30万円で耐震診断の評点1.0未満であるものを計画では1.0以上にするものと規定しています。また、工事については県に登録している業者が行う場合110万円が上限としています。三宅町も研究する必要があるのではないのでしょうか。町長の所見を伺います。

次に、水道事業の広域化についてであります。

水は、生命の維持になくてはならない大切な資源です。安全な水を供給するために市町村が責任を果たしてきました。

奈良県は水道事業の広域化について、来年1月には各市町村と覚書の締結を行うべく進められています。覚書締結に向けたスケジュールによると、この事業は、今年の3月26日に第5回検討会がもたれ、5月に作業部会、5月に第6回検討会、第1回市町村長会議、8月に第7回検討会、第2回市町村長会議、11月に第3回市町村長会議が開かれ、1月には覚書を締結するスケジュールになっています。その後、協議会、準備会での統合設立準備段階に移行することになっています。

三宅町の水道料金は、平成30年度決算では供給単価は206円が、令和7年から11年の供給単価は187円に統合され、12年から16年の供給単価は197円、17年度から21年の供給単価は208円、22年から26年の供給単価は223円、27年度から30年の供給単価は235円と引き上げられることになっています。水道事業の県広域化についてどのように考えているのか、町長の所見を伺います。

そして、現在磯城郡の統合が進められていますが、今後どのようになるのでしょうか。町長の所見を伺います。

次に、インフルエンザ予防接種についてであります。

秋から冬、新型コロナとインフルエンザの同時流行が懸念される中、国も専門家も推奨する高齢者など感染のリスクが高い人のインフルエンザ予防接種への助成事業が広まりつつあります。滋賀県では、国の優先接種の呼びかけを受けて、さっそく県の補助制度をつくりました。このことで市町のほとんどが無料化、県の制度を活用するとの態度を表明しています。自己負担を残すところでも自己負担は500円程度に抑えられています。奈良県市町村のホームページを見ると、9月末現在で13の市町村が新型コロナ対策として高齢者のインフルエンザ予防接種を無料化する、ただし令和2年度限定との条件付きですが、さらに増えることが予想されます。現在本町は1,500円の自己負担となっていますが、コロナ対策としての無料化の検討はされたのでしょうか。町長の所見を伺います。

次に、加齢性難聴者の補聴器購入助成についてであります。

3月議会で、一般質問で加齢性難聴者の補聴器購入助成について、町長は国の動向を見据えつつ対象者数の把握に努めていきたい、難聴の早期発見の必要性やセルフチェック方式について周知を図り、早期に受診行動につなげていきたいと答弁され、また健康こども局長心

得は、事業内容等、今後検討する必要がある、実態把握をした上でこの検討をする、また条例等についても検討していきたいと答弁されていますが、約半年たちましたがどのようになっているのか、町長の所見を伺います。

これで終わりますが、答弁によっては自席から再質問をさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 10番、池田議員のご質問に回答いたします。

1点目のご質問、トビイロウンカの被害についてのうち、1つ目の県の病虫害防除所では7月末と9月中旬に注意報を発表したとありますが、三宅町の農家には伝わったのでしょうかにつきましては、奈良県や病虫害防除所のホームページでの注意喚起や農協を通じての各支部長への伝達や広報を行いました。十分な周知でなかった可能性もありますので、今後、町といたしましては、新たな伝達ルートとして農業委員会経由による農家の方々への周知を行う予定です。

2つ目は、町は調査されているのか、被害の状況と補償についてどうなっているのかにつきまして、町は病虫害防除所と協力し調査を行いました。その結果、奈良県内でも三宅町は被害が大きかったことを確認しております。

補償については、農協共済保険加入者のみが被害状況に合わせ補償されると聞いております。今後もこのような大規模なウンカの被害に対し、対策等の検討を行ってまいります。今年度におきましてはウンカの被害状況及び対策の講習会を令和2年12月14日に開催する予定でございます。

続きまして、2点目の木造住宅耐震化のご質問について回答いたします。

三宅町におきましては、三宅町既存木造住宅耐震診断事業実要領及び三宅町既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱に基づき、現時点において、耐震診断は建物所有者の負担なしで年間5件分、耐震改修補助は50万円を上限に年間1件分の予算を計上しており、住民の皆様にご利用いただいております。

続きまして、3点目の水道事業の広域化についてのご質問に回答いたします。

水道事業者が抱える様々な経営課題に対して、それぞれの市町村が単独で対応していくことには限界があることから、昨年10月に施行された改正水道法においても、市町村の区域を超えた広域連携の推進が求められているところです。

本町においても、人口減少に伴う給水収益の先細りにより、適切な施設更新事業費の確保が困難になることや水道事業の維持に必要な技術力、人員の確保が困難になっていることは

明らかであり、大きな課題であると認識しております。

今後、水道事業を継続していく上で、水道の理想像とされる安全、強靱、持続の実現を目指し、水道サービスの向上、平準化を図っていくためには、水道事業の広域化が有効な手段であると考えております。したがって、県域水道一体化への参加につきましても、本町以外の関係団体の動向も踏まえて、前向きに検討していきたいと考えております。

なお、ご質問の中で、県域水道一体化が実現した場合の供給単価について言及がありましたが、県域全体で浄水場や送配水施設の最適化を進めるとともに、現在県及び関係28市町村が保有している資金を企業団に集約し、企業団で一体的に事業を運営した場合の供給単価であり、あくまでも現時点の関係団体の状況に基づく試算値でもありますので、今後の各団体の動向や数値の精査によって、変動があることをご理解願います。

次に、磯城郡水道事業の経営統合に向けた状況ですが、本年6月に磯城郡3町及び奈良県の4者間で基本協定を締結し、水道サービスの向上、平準化を目的とした水道施設の検討や水道料金システム、公営企業会計システムの統一化、各種業務の標準化など、準備室を中心に必要な準備を進めているところでございます。

今後の予定につきましては、まずは来年9月をめどに磯城郡3町で企業団、一部事務組合を設立し、水道事業の創設認可取得などの手続を経て、令和4年4月1日から水道事業を企業団に承継したいと考えております。

続いて、4点目のインフルエンザ予防接種の無料化についてのご質問に回答いたします。

この冬インフルエンザと新型コロナウイルス感染症との同時流行が予想されたため、9月の補正予算検討時に高齢者並びに子供などに対する助成について検討いたしました。

高齢者については以前より接種費用5,490円のうち3,990円を町が負担しておりますので、今年度については、子供の予防対策に財源を充てることにいたしました。

子供たちについては、毎年インフルエンザが原因で学級閉鎖や学年閉鎖といった状況が起こっております。今年は、新型コロナウイルス感染症の流行により緊急事態宣言が発出され、4月10日から5月31日までの間、臨時休業となり授業日数が少なくなっております。学校の努力により、標準時数に近づけてこられる中、これ以上子供たちが学校や園を休むことのないようにすることが最重要と考え、ゼロ歳児から中学3年生までのお子様を対象にインフルエンザ予防接種の助成を行うことといたしました。子供のインフルエンザ予防接種は、接種回数が2回になり、1回3,000円から3,500円程度の費用がかかることから保護者の負担も大きく、町として1回分相当の3,500円を助成することにいたしました。

次に、5点目の加齢性難聴者への補聴器購入助成についてのご質問に回答いたします。

今年は新型コロナウイルス感染症の流行により、国も感染症対策が優先事項となっていることはご承知のことと思いますが、このため国においては加齢性難聴者の補聴器購入助成制度を審議されるといった情報は全くない状況です。

当町においても、新型コロナウイルス感染症に対する情報提供や対策に時間を費やしている状況ですので、現在着手することはできておりません。対象者の把握やセルフチェックなどの情報提供については、来年度に後期高齢者検診の際に対応したいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 再質問。

池田議員。

○10番（池田年夫君） まず水道事業の広域化についてですけれども、町長は水道事業について住民に大切な水を市町村が守るのが当然だと思っておられるのかどうか、基本的な判断はどうなんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 水道法第6条第2項に、水道事業は原則として市町村が経営するものと規定されております。一方で、同法第2条の2第3項においては、市町村はその区域と自然的、社会的諸条件に応じてその区域内における水道事業者等との連携等の推進、その他水道の基盤の強化に関する施策を策定し及びこれを実施するように努めなければならないと定められているところでございます。

先に申し上げたとおり、水道事業者が抱える様々な経営課題に対して個々の市町村が単独で対応していくには限界があることから、水道事業の広域化につきまして、水道の基盤強化に必要な手段として前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 今、基本的な判断が示されたわけなんですけれども、県のスケジュールでは1月に覚書を締結し、令和6年には基本協定の締結、企業団への設立となり、1月に覚書の締結をすることになっています。会計や議会についてはどのようになるんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 会計につきましては、基本方針案において、関係団体のうち水道料金について統合効果が見られない団体については、セグメント会計とすることを可能とするが、一定の期間の後、料金統一を確約するものとする、セグメント会計に關す

る上記以外の具体的なルール等の対応方針については、基本協定締結時までに各関係団体協議の上定めるものとされております。

なお、料金につきましては、覚書案において、水道料金は統合時において統一することを基本とするが、統合効果が見られない団体についてはそれら諸課題を今後検討していくこととし、基本協定締結までに関係団体で協議の上、大要方針を定めるものとするとしております。

議会におきましても、基本方針案においては企業団の意思決定機関として企業団議会を置き、定数、選出方法及び任期等については、企業団で定めるものとするとしており、詳細については、今後関係団体で協議していく予定です。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 会計のほうもこういう方向で進んでいけば実際にそうした三宅町の水道会計について、三宅町のほうの会計の仕事は具体的にどのようなことになるのか。料金を徴収するだけになるのか、あるいはそういう徴収と同時に議会でそういうことも質問できるのかどうかということもなかなか分からないというようなことになると思うんですね。それで、企業団に向けていけば企業団のほうで議会がつくられたとしても、今答弁があったように実際にその三宅町からそうした議員が何名出ていくのか、それらなどについても今後検討していくというようなことでありますし、実際に住民さんの意見がそこへ反映されるということにはなかなか難しいんじゃないかというふうに思うんです。

続いて、覚書第4条では、企業団は施設整備、維持管理等の事業遂行に必要な人員を確保しつつ業務の共通化、効率化を図り適切な人員管理を行うこととする。当面、関係団体から職員の派遣または身分移管による対応とし、順次事業団への身分移管、企業団採用を進めるものとなっております。職員の身分はいつの時点で、どのようになるのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） ご質問の件なんですけれども、覚書案の記載のこと以上は現時点では決まっておりません。今後、基本協定締結までに関係団体で協議していく予定となっております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） そこへ派遣された職員の身分もなかなかはっきりできないというよ

うな状況になっていると指摘せざるを得ないのではないかと思います。

令和6年に企業団になるように進められていくということなんですけれども、その後でありますけれども、民営化されるのではないかという心配も懸念されるんですけれども、民営化されないという保障はどこにあるんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 基本方針案において官民連携の活用の基本的事項は、今後検討して定めるものとするとしておりましたが、現時点で民営化についての検討は行われておりません。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 将来民営化されるということについてはまだ検討されていないということなんですけれども、現在水道の事故が起きた場合、各市町村の事業所に登録した業者が修理をしてくれるわけなんですけれども、広域化になった場合どのようになるんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 覚書締結後、関係団体で協議をしていくことですので、現時点でお答えすることはできません。申し訳ございません。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） このようなことについてもまだ不十分、まだはっきり決まっていないということなんですけれども、やっぱりその身近なところの業者がすぐに来て対応してくれるということで、今安心して水道事業について、水道事故についても対応できていると思うんです。そのようにしていくのが本筋ではないかというふうに思うんです。

先日も新聞等に報道されたわけなんですけれども、大和郡山市では当分覚書には参加しないけれども、将来検討していくという報道はされたわけなんですけれども、奈良市や葛城市などがまだ参加しなかった場合どのようになっていくんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 令和2年11月26日、奈良県コンベンションセンターで開催されました第2回水道サミットにおいて、大和郡山市長が県域一体化については前向きな考えを持っているが、覚書については一般会計の繰出しが資金の件について内部で調整中であり、本日の時点では覚書に参加できない旨の発言がありましたことより、大和郡山市を

除いた28団体により1月に覚書を締結する予定です。それ以上のことにつきましては、現時点でお答えすることはできません。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） はっきりしないことだけなんですけれども、そういう状況で今後やっぱり県の広域化についても議員にやっぱり説明されるべきではないかというふうに思います。

次に、加齢性難聴者の補聴器の購入について、町の令和2年度予算の中で、3の福祉のほうで高齢者の健康診断、健康相談、自立した日常生活のための生活習慣病予防として心身機能防止、CKD予防対策が挙げられています。三宅町の高齢化率は9月現在36.1%で高い大字では46.77%、45.65%となっています。高齢者の多いサークルや集会など出かけると必ず耳が遠い人がいて会話が成り立たない、意思の伝達が思うようにいかなかった場面にぶち当たるといった状況にもなっているわけです。

先日のNHKのテレビを見てみますと、コロナ対策の中で難聴者が一層増えてきているというようなことも報道されています。一刻も早く高齢者が安心して暮らせる町にするためにも実施要綱をつくり、補助制度を実現することを望みたいと思うんですけれども、町としてのこの実現に向けてについての方向性についてはいかがでしょう。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 今ご質問ありましたけれども、町といたしまして高齢者の方々が安心して暮らしていただけるよう、まずは新型コロナウイルス感染症対策というところに全力で取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） あと池田議員、あと3分ぐらいなので。

池田議員。

○10番（池田年夫君） コロナ対策として、今全力をかけていくということなんですけれども、先ほども発言しましたが、NHKの報道でもそのコロナの中でさらに難聴が進んでいるというような状況も報道されているわけです。だからそのコロナ対策としてもこの問題を重視して取り組んでいくということが必要ではないかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） まずは感染拡大をさせないというところに重きを置き取り組んでまい

りたいと考えております。

○10番（池田年夫君） 終わります。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか。

◇ 松 本 健 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、4番議員、松本 健君の一般質問を許します。

4番議員、松本 健君。

○4番（松本 健君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

前回に引き続いての質問となります。

3点あります。

1点目、町長選の振り返りとして、私の再質問に対して、町長は選挙公報を制度化、条例で定めることについては、今後の検討課題だとおっしゃいました。検討状況はいかがでしょうか。

2点目、法定外公共物の管理について。

前回、江蔵部長は、財産管理、機能管理は町にあるものの、機能管理の一部である維持管理については、市町村の判断で、地域住民の皆様をお願いしている。しかしながら、全てのご負担をおかけすることはできないので、各種補助金等で支援しているが現状であると答えられました。

また、日常管理は地域をお願いするにせよ、中長期的な整備や補修は町がやるべきではないかとの再質問に対して、地域住民、自治会や耕地組合から事前に協議や要望があり、それを精査していくというのが、今までのやり方であり、今後もこのような形を続けていくと回答されています。

しかしながら、一方では、法定外公共物の補修負担金として予算化されているものは、毎年50万円の固定額であり、しかもルールとしては半額は地元負担などと言われています。

質問です。

この50万円の算定根拠を教えてください。

過去5年間ほどでどういった要望があり、どういった協議をされて、どういった補修が行われてきたのか、管理状況を教えてください。

3点目、奈良県が、奈良県立大学に理工学部を設置する検討を行っている件について。

三宅町としての精査状況をお示してください。

1、大学側は、どれほどの規模、学部数、研究分野で提案していて、その社会的な成算はどれほどのものなのか。

2、県は、大学周辺を含めて、どれほどの社会的な規模をもくろんでいるのか。

3、町は、本案件の誘致により、どういった変化を目指すのか。人の流れであったり、産業振興であったり、町財政面などについて。

以上です。再質問は自席にて行います。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 4番、松本議員のご質問に回答いたします。

まず、6月の第3回定例会にて議員から頂戴いたしました本件のご質問に対する答弁においては、選挙公報の制度化を検討するとは申し上げておりません。

さて、選挙公報条例は、地方自治体で行われる首長選挙と議会議員選挙が行われる際に候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を選挙管理委員会が選挙ごとに1回発行しなければならないということを規定するものでございます。

国の公職選挙法では、国政選挙や都道府県知事選挙における選挙公報の発行が義務づけられていますが、知事選挙を除く地方選挙における選挙公報の発行は、地方自治体ごとに条例の制定が必要となるものでございます。

市町村長の選挙や市町村議会議員選挙における選挙公報については、公職選挙法第172条の2の規定によりその発行は任意制とされているものでございますが、公費で有権者に配布される選挙公報の発行については、有権者の代表者たる議会議員の皆様の間でも、いま一度議論を深めていただいた上で、選挙管理委員会のご意見も頂戴しながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の法定外公共物の管理についてのご質問に回答いたします。

まず1つ目の50万円の算出根拠を教えてくださいとのことですが、算出根拠は特にございません。過去の実績に基づき計上しておるものでございます。

50万円分の法定外公共物補修負担金は、里道、水路等の法定外公共物の修繕費としてご利用いただいておりますもので、これとは別に自治会等の要望により、水路やその他構造物の補修に使用できる補助金として、自治会事業補助金100万円を計上しており、この補助金につきましては法定公共物にも対応できる柔軟な補助金となっております。

2つ目のご質問の過去5年間ほどで、どういった要望があり、どういった協議をされ、どういった修繕、補修が行われてきたか、管理状況を教えてくださいにつきましては、平成27

年度には、屏風自治会・三河耕地組合の合同、但馬自治会、伴堂自治会の3つの団体より水路等の修繕費として47万1,240円、平成28年度には、伴堂耕地組合・石見耕地組合の合同の1団体、水路修繕費として17万円、平成29年度には、伴堂耕地組合・石見耕地組合の合同、屏風自治会・三河耕地組合の合同、伴堂耕地組合、小柳農事組合、但馬自治会の5団体より水路補修やポンプ場修繕費用として178万1,000円、平成30年度には、小柳農事組合、上但馬水利組合、伴堂自治会、屏風自治会、但馬自治会の5団体より里道、水路、ポンプ場修繕費として148万3,000円、令和元年度には、三河耕地組合、伴堂耕地組合、小柳農事組合の3団体より井堰修繕や井戸補修、里道拡幅費として149万4,000円の補助等をさせていただいております。

補助等に関しましては、前年度に各種団体より要望をいただき、必要性を町内部で検討し配分しておりますが、特に緊急性があるものは最優先とし、町の予算不足があっても、予算流用または補正対応で配分を行っております。

続きまして、3点目の奈良県立大学の検討に関するご質問に回答させていただきます。

現段階では、奈良県と本町において、令和2年10月11日付で奈良県と三宅町との大和平野中央プロジェクトの推進についての協議に関する覚書を交わし、双方が協議を行う場を設定することになっております。

今後の進捗については、議員の皆様は随時情報を提供させていただき、議論を進めてまいりたいと考えております。現時点では、ご質問の県からの大学の規模の提案やどれほどの社会的な規模をももくろんでいるのかについてもお答えできる情報はございません。

また、町は本件誘致によりどのような変化を目指すかについても、お答えできる段階でないこととご理解をお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） では、再質問させていただきます。

まず1番目、今後の検討課題だとおっしゃったのかなと思ったけれども、そういうことは言っていないという話でしたが、今回の、確認したかったので再度質問させていただいているということで、最後のほうで、回答をいただいた最後のほうで議会議員の皆様の間でもいま一度議論を深めていただいた上で、選挙管理委員会のご意見も頂戴しながら検討してまいるものであろうと考えておりますというご返事ですけれども、これは行政の側としては選挙管理委員会のご意見も頂戴しながら検討していかれるということなのか、それとも、その前に議会議員の皆様の間で議論を深めていただければ、その後行政のほうでも検討しますよ

ということなのか、確認をお願いします。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） すみません、選挙管理委員会の部分ですので私のほうからお答えさせていただきます。

いずれにしましても、条例制定並びに予算計上につきましては、町長のほうから予算なり条例で上程させていただいて、議会での予算なり条例の議決をいただくということになります。ですので、選挙公報につきましては、発行責任者は選挙管理委員長が発行責任者でございます。そういったことを含めまして、先ほど町長の回答にございましたように、議員の皆様の間で議論を深めていただいた上で、選挙管理委員会のほうにこの件も諮っていくというのが必要じゃないかというふうに考えています。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 選挙は、議員選挙も首長選挙も両方あるわけで、首長の選挙に関してこういう公報が必要であるのかないのか、やってくれて言っているわけじゃなくて、要、不要の検討が必要じゃないかということを申し上げておりますが、それは議会議員の皆様の間でもいま一度議論を深めていただいた上でというのは、議員の中で議論をしないと行政側では検討しないということなのか、議員は議員で検討するけれども、行政は行政で検討するというものなのかという質問をいたしております。すみませんけれども、意図は伝わったでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 失礼します。

町議会議員選挙と町長選挙、別に考えておられるということによろしいですか、ご質問の趣旨としては。別ものだという事です。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 双方で検討が必要じゃないかなというふうに考えておりますが。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 今のこのご質問に対しましては、あくまでも町議会議員選挙ということでお答えさせていただいておりますので、町長選挙の部分につきましては、当然議会議員選挙のほうで例えば選挙公報のほうを発行するというふうな流れになる場合もあると思います。それに応じまして、町長選挙の部分というのも合わせて考える部分であるというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 今の回答をいただきまして、私のほうでは議会側で検討をした上で、選挙管理委員会で検討するというような流れになるというふうに理解しましたが、その理解の仕方でよろしいですか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 私のほうがここで明言させてもらっていいのかどうかちょっとありますけれども、おおむね流れといたしましては、先ほど町長の回答にありましたように、一旦議論を深めながら選挙管理委員会の意見を頂戴しながら検討していくというのが流れやっただと思います。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 検討していくということなんですね。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） あくまでも発行元は選挙管理委員会になりますので、選挙管理委員会のご意見を頂戴した後、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） では、選挙管理委員会で検討していただけるように働きかけることも併せてお願いしたいと思います。

それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

法定外公共物の管理ですけれども、いただきました回答で、補助金に関しましては前年度に各種団体より要望をいただき、必要性を町内部で検討し配分しております。必要性のあるものについては補助をつけていくという方向で検討していただいているという理解でよろしいですか。

○議長（辰巳光則君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 先ほど町長が回答させていただいた緊急性がやっぱり第一やと思います。緊急性を第一に考えて、なおかつ必要性が多いほうは優先的にしていきたいと思っております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 緊急性というのはちょっと後で聞かせてもらいますけれども、必要性があるもの、必要性があるものというのはどのように判断されるのか、結構難しいと思うんですね。農業を守るであったり、国土を保全するであったり、防災の観点からであったり、

法定外公共物が町に与える影響というのは様々な面があると思います。必要性を判断する際のガイドラインというようなものはございますか。

○議長（辰巳光則君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 特にございません。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） こういった質問させていただいたのは、先ほど緊急性のあるものには予算をつけるというふうな話がございましたけれども、今並行して進められているというか、何年か前から進んでいる公共施設の管理に関して、町が持っている資産、町が維持しなければいけないインフラ等に対してどれだけのものがあるって、それに対してどれだけのお金をこれからかけていかなきゃいけないかを算出した上で、その中で優先順位をつけてお金を使っていきたいという、その俎上に今この法定外公共物と言われるようなもの、河川ではない水路、身近な水路であったり、その里道けれども生活用に歩行に使われているような町道認定されていない道というのがあるわけで、それらに対して今緊急性のあるものに対して予算をつけるというのではなく、公共施設の管理、こういったところにお金を使っていくのかという観点で、その俎上に乗せた上で検討していく必要があると考え、思うんですけども、町長はその辺の予算配分についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 公共施設の個別施設計画については、公が整備をした施設についての管理というところをメインとしています。里道、水路の整備の考え方というのは前回一般質問でいただいた質問の回答のとおりだということで認識をしております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ちょっと話が広がってしまいますけれども、公共施設のその管理を今見直すといったときに、やっぱり限られたお金の中で町の中で維持していかなくちゃいけないものは何なのかというのをはっきりさせるというところにあると思っております。この道であったり、河川であったり、水路であったりというの以外にも、身近な公園で公園として認定されていない広場、身近な広場であったり、公民館分館といわれているけれども町の持ち物じゃないといわれているような建物、そういったものというのは生活に根づいた身近なものであって、それは町のものじゃないからというので外すんじゃなくて、里道も水路ももしその近くの生活者の生活の基になっているものであれば、広場ももしそれが町のものでなくても、みんなの生活の基になっているものであれば、それは優先順位は高くあるべきだと

思います。

そういう観点で、今後公共施設の個別計画みたいなものであったり、インフラ、道路をどういうふうに補修していくかというときに、ぜひともその法定外公共物といわれるような分類に関しても、従来の考え方を超えて算定の基準というか、何を残していかなくちゃいけないかというところに俎上に乗せていただくことが必要ではないかと考えますが、そういう考えについて町長はいかがでしょう。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 前回の一般質問でもそのあたり回答させていただいたかなというふうに考えておりますので、その前回の回答どおりということで回答させていただきます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ぜひそれは見直していただきたいと思いますが、3番目に移ります。

奈良県立大学の話ですけれども、これも相手のあることであり、センシティブな面も理解できますが、あえて一言なんですけれども、これやっぱり直感的には町の発展にはプラスになるものだろうというふうに感じております。そのためには大いに町内の声をいろいろまとめるとか、盛り上げて考えていきたいとは思いますが、その際に何か県が考えていることだから分かりませんかとかじゃなくて、県が考えていることをそのまま実施するという、何か受け身的な考えではなくて、この機会を町が主体的に捉えて、この機会を使って町をどういうふうに変えていこうというような声があればすごく盛り上がると思うんですけれども、なかなかそういう声を耳にすることができないというふうに考えております。この機会を主体的に捉えるという観点から、一言ございましたらお願いします。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 回答はもうさせていただいていますけれども、奈良県と三宅町双方がこれから協議を重ねていってどういうふうにしていくかというところ、進めていく方法としては覚書の中でもしていますので、そのテーブルの中で議員の皆様からもいろいろな議論を深めていただいてご意見等々も頂戴しながら交渉というか、テーブルに乗っていきいたいなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 双方で協議といった場合には、三宅町ではこういうことをしたくってこういう成果を得たいんだけどどうですかということもやっぱり言えないといけないと思います。もちろんそういうものをお持ちの上で、この段階では語れないというのであれば

それはそういう問題だろうというふうには思うんですけども、そういう考えを持つというところに、いろいろと議員としても一緒に考えていきたいと思うし、主体的な三宅町の姿勢というのを持った上でこれからその協議に臨んでいただけることを期待しまして、今回の質問は終わりにさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

なお、明日1日より10日までは各常任委員会開会のため休会とし、12月11日午前10時より再開し、各常任委員会に付託されました各議案について委員長の報告を求めることにします。

本日は、これにて散会します。

皆様、お疲れさまでした。

（午後 0時32分）

令和2年12月三宅町議会第4回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和2年12月11日金曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鱈 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	金 井 壮 夫
教 育 長	澤 井 俊 一	みやけイノベーション推進課	宮 内 秀 樹
総 務 部 長	岡 橋 正 識	健康こども局長心得	植 村 恵 美
住民福祉部長	岸 部 聖 司	教育委員会事務局長	森 本 典 秀
まちづくり推進部長	江 蔵 潔 明	会 計 管 理 者	吉 田 明 宏

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	中 谷 亮 一	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	山 内 亮		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	久 保 憲 史	1 0 番 議 員	池 田 年 夫
---------	---------	-----------	---------

令和2年12月三宅町議会第4回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

令和2年12月11日 金曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1

常任委員会委員長報告

(1) 総務建設委員会委員長報告

(2) 福祉文教委員会委員長報告

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） 少しばかり早いですが皆さんおそろいようですので、これより令和2年12月三宅町議会第4回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第1、各常任委員会委員長の報告についてを議題とします。

去る11月30日の本会議において、常任委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、12月7日午前9時30分より開催されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、森内哲也君。

○総務建設委員会委員長（森内哲也君） それでは、させていただきます。

去る11月30日、第4回定例会本会議において、総務建設委員会に付託を受けました各議案について、7日午前より総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告します。

まず、議案第37号 令和2年度三宅町一般会計第6回補正予算案について、歳入では、国庫支出金において、特別定額給付金事業完了に伴う国庫補助金2,185万9,000円の減額補正が行われています。

県支出金において、機構集積支援事業委託料減額に伴う県補助金245万3,000円の減額補正が行われています。

次に、歳出について、総務費においては、会計業務において指定金融機関における口座振替による支払い並びに各種口座振替による収納をフロッピーディスク方式からデータ伝送方式に移行することに伴って自動釣銭機の導入により整備費、購入費で175万7,000円の増額、

移住定住促進事業の対象者を町内在住の転居者も含めたことによる申請者の件数が増える見込みにより事業補助金1,400万円の増額、特別定額給付金事業完了に伴う経費2,185万6,000円の減額、町長選挙の執行経費確定に伴い事務費、人件費88万8,000円の減額で合計698万7,000円の減額補正が行われています。

農林水産費においては、機構集積支援事業委託料の不要額発生に伴う委託料245万4,000円の減額補正が行われています。

土木費においては、町有地の売払いに伴う境界確定及び土地分筆登記費用の町道未登記用地整理登記手数料31万2,000円の増額、公共下水道事業特別会計の歳入歳出見込額による一般会計繰入金94万6,000円の減額で、合計63万4,000円の減額補正が行われています。

公債費においては、令和元年度地方債の借入額確定による元金償還金及び利子償還金で合計1,100万円の減額補正が行われています。

予備費においては、歳入歳出予算の財源調整のため195万1,000円の減額補正が行われています。

次に、審査の経緯についてです。

歳出での質疑として、会計業務を効率よく迅速かつ正確に行うための自動釣銭機導入のシステム経費及び設置場所と使用方法についてを、移住定住促進事業補助金増額補正における町内転居者数、周知方法、賃貸は対象となるのか及び来年度についての今年度で見込んだ予算規模となるかについてを、三宅町長選挙執行経費確定に伴う減額補正の当初見込額についてを、機構集積支援事業委託料については、各大字耕地組合や自治会、関係団体の協力により減額となったが、その結果残った委託事業の範囲、アンケート集計の公表についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

続きまして、議案第41号 令和2年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算案について、歳入では、繰入金において、公共下水道事業の歳入歳出見込額による一般会計繰入金94万6,000円の減額、諸収入において、令和元年度分の消費税確定による14万6,000円の増額で合計80万円の減額補正が行われています。

次に、歳出について、公共下水道事業費においては、財源内訳の変更がされています。公債費においては、令和元年度地方債の借入額確定による元金償還金10万円の増額及び利子償還金90万円の減額で合計80万円の減額補正が行われており、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第42号です。令和2年度三宅町水道事業会計の第1回補正予算案については、

県水転換事業に伴い不要となる水道資産、浄水場の土地、建物について、今後の土地建物の利活用を検討するために資産価値及び法的な問題を調査するため、浄水場土地建物総合補償業務469万7,000円の増額補正が行われており、浄水場の土地建物総合補償業務の内容についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第46号 奈良県広域消防組合格約の一部を改正する規約の制定案については、奈良県広域消防組合における管理者、副管理者などの人選及び選任方法、附属機関、経費の負担などについて、同組合格規則を変更する必要となることにより議会の議決を求めるもので、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第47号 天理市、山添村、川西町及び三宅町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更案については、令和3年4月1日より田原本町から排出される一般廃棄物のうち、し尿の処分を天理市にて処理を行うことについての規約の変更が必要となることにより議会の議決を求めるもので、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

以上が、総務建設委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしました。

また、当初予算に関する経過状況について、個別施設計画策定事業については進捗状況並びに先進事例の研究状況についてを、地方版総合戦略策定事業については進捗状況並びに職員、住民、事例調査についてを、地域公共交通事業については利用者負担を願うタクシーチケット並びにコロナ禍の影響による状況についてを、移住定住促進事業については転入の促進及び転出の抑制に対する取組、コロナ禍の影響による進捗状況並びに今後の補助金の増額補正についてを、まちづくり協働推進事業については進捗状況についてを、多世代が繋がるひとりひとりの居場所創出事業については複合施設における魅力のある図書室となるのか及び運営計画の進捗状況についてを、国勢調査費についてはこのたびの国勢調査事務の反省点についてを、消防防災費についてはデジタル移動通信システム整備の進捗状況についてを、災害に強いまちづくり事業についてはまるごとまちごとハザードマップ作成業務の進捗状況についてを、ふるさと納税については現在の納税状況についてを、今年度の町税の税収状況についてを、総務債については過疎対策事業債ハード、複合施設整備事業の当初予算からの変更状況についてを、複合施設整備事業については建設の進捗状況についてを、社会資本整備総合交付金事業については路面性状調査等業務及び2か所の無名橋補修工事の進捗状況についてを、三宅1号線道路整備事業については進捗状況を、都市計画策定事業については予算は花いっぱい推進事業のみなのか及び石見駅の構想は職員でやるとのことによる

現在の進捗状況についてを、企業立地促進については企業立地よりほかに力をいれるべきものはないかについてを、地籍調査事業については委託の現状についてを、農業委員会費については農業政策の進捗状況についてを、農業総務費については農業についてのビジョンについてを、新規就農支援事業については進捗状況を、グローブ100周年記念事業については現在の進捗状況と考えについてを、道路維持費については今年度の要望と対応状況についてを、道路維持管理事業については今年度の計画と進捗状況についてを、既存木造住宅耐震改修支援については進捗状況についてを、山辺・県北西部広域環境衛生組合での新ごみ処理施設整備、運営事業の進捗状況についてを、水道広域化事業の進捗状況について、公共下水道事業特別会計から一般管理費及び公共下水道整備費については工事請負費についてを、水道事業会計からはその他特別損失については、浄水施設撤去実施設計、管理棟改修詳細設計業務の進捗状況についてを、改良費については伴堂地区配水管改修工事の進捗状況についてを、また奈良県立大学の理工学部誘致についてなど、全32項目にわたり質疑を行いました。

また、本委員会における議員間討議を行い、国勢調査業務における問題点や改善点を次回の国勢調査に反映できるようにしておくべきだというような意見が出たことを報告申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまです。

続いて、12月7日午後1時30分より開催されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、渡辺哲久君。

○福祉文教委員会委員長（渡辺哲久君） 福祉文教委員会の報告を行います。

去る11月30日、第4回定例会本会議において、福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、7日午後より福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告をいたします。

まず、議案第37号 令和2年度三宅町一般会計第6回補正予算案について、歳入では、国庫支出金において、国庫負担金では、障害者自立支援費増額に伴う198万円の増額、国庫補助金では、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金増額に伴う64万4,000円の増額、地域生活支援事業費及び子ども・子育て支援事業費増額に伴う33万2,000円の増額、緊急風疹抗体検査事業費増額に伴う25万3,000円の増額、要保護児童生徒援助費及び学校保健特別対策事業費増額に伴う51万の増額で、合計371万9,000円の増額補正が行われています。

県支出金において、県負担金では、障害者自立支援費増額に伴う99万円の増額、県補助金

では、地域生活支援事業費増額に伴う5万6,000円の増額で、合計104万6,000円の増額補正が行われています。

諸収入においては、青少年健全育成事業に係る青少年野外活動をコロナ禍の影響により中止したことによる参加費収入32万円の減額補正が行われています。

次に、歳出について、民生費において、社会福祉費では、訪問入浴サービス利用者の増加及び手話奉仕員養成講座の開催中止による22万5,000円の増額、自立支援医療、育成医療及び自立支援医療、更生医療給付見込みの増加による396万1,000円の増額、地域密着型サービスである認知症対応型共同生活介護事業グループホームのトイレ老朽化による改修工事費64万4,000円の増額、児童福祉費では、マイナンバー情報連携体制整備に伴う児童手当給付システム改修費及び新型コロナウイルス感染症対策として実施した子育て家庭応援助成金の給付対象見込数が上回ったことにより216万円の増額で、合計699万円の増額補正が行われています。

衛生費においては、緊急風疹抗体検査受診見込数が上回ったことにより72万円の増額補正が行われています。

教育費において、教育総務費では、大学生・専門学生等無利子貸付事業の終了により410万円の減額、小学校費では、奈良県が学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る支援事業実施要領に定める加算地域として補助金が追加配分されたことにより、支援事業を活用し感染症拡大防止に努めるための備品購入費として101万円の増額、社会教育費では、コロナ禍による文化祭事業及び青少年野外活動の中止に伴い146万1,000円の減額で、合計455万1,000円の減額補正が行われています。

次に、債務負担行為について、3項目については、ともに令和3年4月より3年間の業務委託に必要な事業費について、地方自治法第214条の規定に基づき、令和5年度までの限度額、三宅町保健福祉施設あざさ苑指定管理事業については1億2,510万円、三宅町学校給食調理等業務については5,980万5,000円及び三宅町外国語指導助手派遣業務については594万円の債務負担行為が行われています。

次に、審査の経過について、歳出での質疑として、マイナンバーカードの申請は強制なのかについてを、緊急風疹抗体検査事業の増額補正となった理由についてを、小学校における感染症拡大防止備品購入費の内訳についてを、文化祭事業中止で減額補正されているが、3月に文化協会が行う発表会の予算についての質疑を行い、賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第38号 令和2年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算について、歳出予算において、令和3年度税制改正におけるシステム改修を行う必要があるため77万円の増額を行っており、財源調整のため予備費において同額の減額補正がされており、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第39号 令和2年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算案について、歳出予算において、税制改正に伴うシステム改修費及び過年度分に係る後期高齢者保険料還付金等合わせて65万7,000円の増額が行われており、歳入予算において、国庫支出金及び後期高齢者広域連合からの還付金等収入の増額による予算調整が行われており、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第40号 令和2年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算案について、歳出予算において、介護報酬改定等に伴うシステム改修、配食サービスを希望する件数の増加による食の自立支援事業費の増額、歳入予算において、国庫支出金を増額し、介護準備基金繰入金の減額による予算調整がされ、歳入歳出ともに195万4,000円の増額補正が行われており、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第48号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定については、令和2年度末をもって指定期間が終了することから、施設指定管理者選定審査会において決定した指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもので、プロポーザル方式説明会では2社であったが、応募は1社となった理由についてを、選定審査委員会の構成及び外部委員についての質疑を行い、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第49号 三宅町立東屏風体育館指定管理者の指定案については、令和2年度末をもって指定期間が終了することから、施設指定管理者選定審査会において決定した指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもので、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

以上が、福祉文教委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしました。

また、当初予算に関する経過状況についての質疑内容は以下のとおりです。

戸籍住民基本台帳費に関して今年度の通知カード、個人番号カードの発行件数と累計件数についてを、国民健康保険による特定健康診査等事業費に関して特定健診受診についてを、後期高齢者医療保険による健康診査費に関して健康相談の進捗状況及び結果についてを、高

年齢福祉計画及び介護保険事業計画策定業務に関して計画策定の進捗状況についてを、障害者自立支援事業費に関して障害者自立支援事業、精神障害者保健福祉事業、地域生活支援事業及び障害児支援事業のそれぞれの目標状況についてを、放課後児童健全育成事業費に関して次期運營業務委託業者選定状況並びに進捗状況についてを、みやけまちいくパートナーシップ事業に関してコロナ禍によるオンライン医療相談の状況並びに子育てシェア人材発掘・人材育成事業の進捗状況についてを、学校管理費に関して放課後子ども教室の目標指標の達成状況についてを、小学校におけるICT環境整備事業に関して運用方法や運用状況並びに進捗状況についてを、学校支援パートナーシップ事業に関して地域コーディネーター、学校支援事業及び子ども体験教室の進捗状況についてを、文化ホール費に関して目標指標の文化ホールの稼働率の達成状況についてを、体育施設費に関して目標指標の町内体育施設利用者数の達成状況についてなど、全12項目にわたり質疑を行いました。

なお、放課後児童健全育成事業費に関しては、以下の質疑などがありました。認可保育所の運営が株式会社にも解禁されたことにより、人件費が極端に低く押さえ込まれ、膨らんだ黒字額が他の事業へ持ち出される事態が広がっているが、三宅町でそのようなことが起きる心配はないのかとの質問があり、担当課より予算、決算ともに提出を求める仕組みになっておりチェックできると回答がありました。

また、本委員会における議員間討議を行い、学童保育委託業者が来年度から変更になることにより、子供たちに対して悪影響が起らないよう議会として注視しなければならないなどの意見が出たことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辰巳光則君） ただいま、各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

議案第37号 令和2年度三宅町一般会計第6回補正予算についてを採決します。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第38号 令和2年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第39号 令和2年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第40号 令和2年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第41号 令和2年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第42号 令和2年度三宅町水道事業会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第46号 奈良県広域消防組合格約の一部を改正する規約の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第47号 天理市、山添村、川西町及び三宅町の一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第48号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

議案第49号 池田年夫議員について、直接の利害関係のある議案であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、退場を求めます。

(池田議員退場)

○議長(辰巳光則君) お諮りします。

議案第49号 三宅町立東屏風体育館指定管理者の指定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

退場しておられます池田年夫議員に入場していただきます。

(池田議員入場)

◎閉会中の継続審査について

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思いをします。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

閉会に当たり、森田町長より挨拶を受けることにします。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、三宅町議会第4回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、去る11月30日の開会以来、12日間にわたり慎重審議を賜り、令和2年度一般会計補正予算をはじめとする各議案等について、原案どおりご可決、ご同意をいただきましたことにつきまして、厚く御礼申し上げます。

この場をお借りいたしまして、一昨日の12月9日、本町幼稚園児童1名とその保護者1名の新型コロナウイルス感染症の陽性が判明したこと、その対応状況についてご報告させていただきたいと思いをします。

まずもっては、感染され方の一日も早い回復をお祈り申し上げるものでございます。

これまでの経過でございますが、12月9日午後、保健所の管理指導の下、三宅幼稚園関係

者82名のPCR検体採取が実施され、その後、10日の夕刻には結果が報告され、全員の陰性が判明しております。

この間、12月10日から12日は臨時休園とし、昨日10日に全園舎の消毒作業を実施し、本日、再開に向けての環境整備を行っております。

なお、幼稚園の通常保育については、14日の月曜日から再開することといたします。

今後も児童の安全を最優先とし、ご家庭への影響についてもでき得る限り留意した対応を行ってまいります。町民の皆様には、成長過程にある子供たちの心のケアに最大限の配慮をいただくこと、そして冷静なご対応と、何よりもお互いの人権を尊重しコロナ禍を克服していくことが大切であることを今後も発信してまいります。

議員皆様におかれましては、今後とも新型コロナウイルス感染症対策へのご理解、ご協力と、さらなるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、今議会は、11月18日に衣川議長が急逝されるという思いもよらぬ事態を乗り越えての開会となりました。

閉会に当たり、ここに改めて哀悼の意を表するとともに、新たに選任されました辰巳議長、瀬角副議長をはじめ、議員皆様と共に三宅町の町づくりを両輪で進めてまいることをお誓い申し上げたいと思います。

最後になりましたが、年末を迎え何かと慌ただしく、寒さが厳しくなる時節の折、どうぞご自愛いただきますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（辰巳光則君） 閉会に当りまして、一言皆様にお礼を申したいと思います。

議長であられました衣川喜憲議員がご逝去され、今議会で議長という大役に就かせていただき、議員皆様のご協力により、無事終了することができましたことを、心より御礼申し上げます。並びに衣川喜憲議員のご冥福をお祈りいたします。

依然、新型コロナウイルスの終息が見えない中、理事者各位、議員各位におかれましては、感染拡大防止に注視していただくようお願いいたします。

年末に向かい寒さが増していきます。どうかご自愛いただき、よい年を迎えられることをご祈念申し上げます。お礼の言葉に代えさせていただきます。本当にありがと

うございました。

以上で、令和2年12月三宅町議会第4回定例会を閉会いたします。

(午前10時36分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員